

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月6日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成20年10月6日 月曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後6時16分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第7号議案 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第13号議案 訴えの提起について
- 3 乙第15号議案 交通事故に関する和解等について
- 4 陳情第35号、第40号、第50号、第57号、第59号、第63号、第64号、第66号、第67号、第82号、第90号、第93号、第105号、第107号、第110号、第112号、第123号から第126号まで、第137号及び第140号から第142号まで

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君
副委員 長	西 銘	純 恵 君
委 員	桑 江	朝千夫 君
委 員	佐喜真	淳 君
委 員	仲 田	弘 毅 君
委 員	翁 長	政 俊 君
委 員	仲 村	未 央 君

委員 渡嘉敷 喜代子 君
委員 上原 章 君
委員 比嘉 京子 君
委員 奥平 一夫 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教 育 長	仲 村 守 和 君
教 育 管 理 統 括 監 事	岩 井 健 一 君
参 事 兼 図 書 館 長	瑞慶覧 長 行 君
福 利 課 長	平安名 栄 喜 君
県 立 学 校 教 育 課 長	新 里 修 君
義 務 教 育 課 長	喜 納 眞 正 君
保 健 体 育 課 長	山 中 久 司 君
文 化 課 長	諸見里 明 保 君
	千木良 芳 範 君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第7号議案、乙第13号議案、乙第15号議案の3件及び陳情第35号外23件を一括して議題といたします。

本日の説明員として教育長の出席を求めています。

まず初めに、乙第7号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書17ページをお開きください。

教育委員会所管乙第7号議案沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立奥武山総合運動場の体育施設の一部改築等に伴い、利用料金の適正化を図るため、条例を改正するものであります。

改正の主な内容としましては、水泳プールの利用料金を施設改築に伴って改めるとともに、武道館、弓道場、ライフル射撃場の利用料金を九州各県及び県内類似施設を参考として、適正な額に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は、平成21年4月1日としております。

以上が概要説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 この条例改正の基本的な考え方というのがあると思いますが、それをお尋ねします。

○仲村守和教育長 使用料見直しの基本的な考え方というのがございます。沖縄県行財政改革プランにおいて、使用料及び手数料について受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から3年ごとに見直すこととしており、今回沖縄県立奥武山総合運動場の使用料の見直しを行う必要があります。また使用料の見直しは各施設の維持、管理及び運営に要する経費と使用料収入の状況や施設設備の現況、九州各県及び県内類似施設の使用料を考慮し、経費が収入を上回り、現行額が類似施設の平均額より下回っている場合は原則として類似施設の平均額を見直す額とすることにしております。

○西銘純恵委員 沖縄県行財政改革プランということですが、これは何のためにやるプランですか。

○仲村守和教育長 これは沖縄県は平成26年度までに1550億円の赤字、歳入未済が出るということで、財政について見直しをしようということで各分野において見直しをされておりまして、今回も使用料、手数料につきましても3年ごとの見直しが必要だということがうたわれております。

○西銘純恵委員 資料についているのですが、沖縄県行財政改革プランの金額的に1000億円を超えるという報告はあったのですが、結局は全般的に県がやっているこの間の施策がどこに不要、不朽のものの見直しをすとか、無駄を省くとか、それで県民にとって必要なものはきちんと手当てをしていくとか、充てていくというのが行財政改革だと私はそう思っているんです。それでこの社会体育施設が使用料というものを取られているということについてもどうなのかと思っているんです。受益者負担ということで先ほど言われたのですが、結局県民の税金でつくられた施設が県民にあまねく利用してもらおうということであれば、利用料の負担ができる、できないにかかわらず、所得の違いにかかわらず利用できるというのは、そもそも無料が当たり前ではないかという考えを私は持っておりますが、それについても考え方としてどうなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○仲村守和教育長 公の施設として税金でつくられる施設ですが、使用する側が受益者として、使用者として、それ相応の使用料を払うというのは必要かと思っております。例えば光熱費、水道費等など維持、管理に必要な経費がありますので、それについては使用する側がそれ相応の額を負担すべきだと思っております。

○西銘純恵委員 日本以外のほかの国で無料にしているところは大方あると思っておりますが、そのような制度の比較、そこら辺との関連でもお考えをお聞かせいただきたいと思うのですが。目の前にある日本国内でのそういう施設については有料だからというだけではなく、やはり本来どうなのかというところなんです。日本の経済力は世界で2番目にある国なんです。ですから余計にそこら辺はもっと先に進んでしかるべきではないかと思うのですが、ヨーロッパとか、アジアの国でもそういう社会体育施設というのは有料なんですか。無料が多いのではないのでしょうか。

○仲村守和教育長 世界の比較の資料収集はしてませんが、財政的に豊かであれば公の施設を無料にして住民に開放してもよろしいと思っております。しかしなが

ら今の県の財政、日本の財政等を考えたときに使用料として負担相応すべきだと考えております。

○西銘純恵委員 少なくとも財政力も大きく、経済力も大きな日本の国で、実際は住民にそのような恩恵、今、豊かでないという表現をされたのですが、それが来てないというのが大もとにあるということを指摘して。もう一点ですが受益者負担の原則、そして負担の公平性と言われましたが、受益者負担というのはどういうことですか。

○仲村守和教育長 受益者というのは使用者、施設を使用している側が負担するということを受業者負担と呼んでおります。

○西銘純恵委員 この間、北京パラリンピックで県代表が銀メダルをとりましたね。皆さんは個人で練習していると思いますが、いわゆる受益者ですね。でも沖縄県を代表し、日本の国の代表としてそういう賞をとるということが、これは受益というのでしょうか。私は公益、権益だと思うのですが、それをなす日常的な練習をする場所、そういうところは受益ということで片づけていいのかと思うのですが、これは一例ですが。アスリートの皆さんがいろんな施設を使って個人的に使用料を払っているけれども、最終的に賞をとったりしたら公益だと思うんです。そういう意味でどうお考えですか。

○仲村守和教育長 やはり日本を代表する、あるいは県を代表して行くアスリートの皆さんは協会でいろんな支援をして、大きな負担がかからないような形で手だてをやっていると思います。それが大きい負担になるようであれば、やはりこれは改善すべきだと思います。

○西銘純恵委員 いずれにしても一足飛びに力を発揮したということではなく、一定の長い年月をかけてそういう蓄積をしていく、力をつけていくというのは、周りにある施設を使ってやるわけでしょう。そういう意味では協会がということをおっしゃったのですが、やはり身近にそういう利用できる施設が幾らあるかによってもすそ野を広げることにもなるわけです。ですから私は受益者負担ということが本当に妥当なのか、そういうことにもってくるということが本当に実際に結果論としては公益になるものも受益者負担ということで使用料を取るということに疑問を持つものであります。もう一点は県民がそういう施設を利用して、体を鍛えて健康になって、それが労働する意欲になって、労

働市場で健康で働けたら税金もちゃんと県に入るわけですね。そういう意味では広く県民の皆さんに使えるような施設にしていくという考え方のほうが、もっと沖縄県の権益を考えても大事ではないかと思うのですが、その観点からはいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 西銘委員がおっしゃるように健康であれば、結局は病気になって医療費で県の持ち出しが多くなるということに比べたら、いろんなスポーツに親しんで健康になると。そういう仕事も元気よくできるということであれば、やはりこれにこしたことはないですので、そういう面で施設を整備して安全に利用できるようにということは心がけていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 引き上げの率は全体的にまとめてよろしいですが、どうなりますでしょうか。

○諸見里明保健体育課長 水泳プールにつきましては個人利用が100円から200円でこれは100%のアップになります。専用利用につきましては1780円から1920円のアップで7.87%、それから武道館の場合は現行額は据え置きにして、これまで4時間単位でやっていたのが、見直し額として2時間単位の改定を予定しております、結局改定はそのままですが時間数が半分に減ったということで100%の値上げになります。奥武山弓道につきましては、100円から150円の50%の値上げになります。ライフル射撃場につきましては300円が440円で46.67%の値上げ幅となっております。

○西銘純恵委員 現行額の1.5倍ということで説明があるのですが、1.5倍平均、そしてそれに上下幅を持たせてということもあると思いますが、そこら辺も説明をお願いします。

○諸見里明保健体育課長 原則として1.5倍ですが、例えば水泳プールにつきましては既存の施設を完全に改築し、機能、利便性の向上を図るということで、さらに県内施設、九州各県の類似施設を考慮いたしまして、その平均値で218円になりますが200円にとめます。ただ100%のアップになりますが、24年間改定していないことと、さらに老朽化が進んでいるためにこの10数年来改定できなかったという理由等から得るものです。それから武道館でこれも100%アップになるのですが、これは現行が4時間単位の設定になっており、利用者の状況等、さらに利用者がかかり多いことから4時間から2時間単位とすると。こ

れも県内施設、九州各県の類似施設と比べて、ほとんどが2時間単位でされているということ。現在の4時間単位を2時間単位にすると半額以下でかなり低廉な額と設定されているんです。その時間を半分にしてやる、料金を据え置くということで結局は100%になるのですが、それも類似施設の平均額に近いという額で100%のアップとなっております。

○西銘純恵委員 結局は改定率というのは2倍、もしくは1.5倍、小さいものもありますが、言えば2倍になるというのが今度の改定ですよね。水泳プール、武道館、弓道場、ライフル射撃場といただきましたが、ほかに沖縄県立奥武山総合運動場にある施設、あと何が残っていますか。今度の改定で取り上げていない施設をお尋ねします。

○仲村守和教育長 その他に陸上競技場があります。それから補助競技場、糸満球技場があります。それから庭球場がありまして、改正はしておりません。

○西銘純恵委員 錬成道場というのもありますか。

○仲村守和教育長 これは武道館の中に錬成道場が入っているわけです。

○西銘純恵委員 使用料を徴収しているんですよね。

○仲村守和教育長 はい。

○西銘純恵委員 九州各県や県内の施設に照らして4つの施設については2倍、1.5倍に引き上げをするということですが、陸上競技場、庭球場、武道館の中の錬成道場、糸満球技場は、九州各県、県内の施設を比較して使用料はどうなっていますか。

○諸見里明保健体育課長 その他の施設の使用料につきましては、大体平均以下という形になっております。

○西銘純恵委員 使用料金も述べていただきたいです。

○諸見里明保健体育課長 奥武山陸上競技場につきましては80円、沖縄市、宜野湾市、佐賀県等々を比較しまして、平均では60円、その場合陸上競技場は20

円のアップとなっております。専用、一般では4時間で奥武山陸上競技場は5250円、平均額は5027円で、陸上競技場につきましては平均額より若干高目です。奥武山補助競技場が1200円、その他の類似施設が1852円で、現在、補助競技場が600円安い形となっております。それから庭球場につきましては奥武山が一般で340円、九州、それから県内類似施設では237円で、これも若干高目となっております。糸満球技場につきましては、奥武山では80円、それから類似施設の平均額は32円ですから、これも若干高目となっております。平均額より高かったり、低かったりしているのですが、現在値上げの対象になっていない施設の整備状況の悪い点がありまして、コート面や球技場の整備状況、その他状況から比べても劣っている点で値上げを据え置いています。

○西銘純恵委員 施設の整備状況が悪くて、どうしてほかの類似施設より高いままに置くのですか。整備状況が悪ければ引き下げをすべきではありませんか。

○諸見里明保健体育課長 補助競技場につきましては、先ほども申し述べたんもですが整備状況が悪いと。その他に料金が低いところがあるのですが、現在は対象にしておりません。

○西銘純恵委員 今度の改定でおかしいと思うのは、陸上競技場は個人、一般で80円取っているけれども、県内の浦添市、宜野湾市、宮古島市は0円ですね。専用のもので奥武山は5250円取っていますが、浦添市、宜野湾市が3600円ですよ。開きがあるんです。庭球場は置いておきまして、武道館の錬成道場、奥武山が4490円、鹿児島県が2940円します。糸満球技場でも奥武山は80円を取っていますが、沖縄県総合グラウンドは0円、宮崎県、鹿児島県、長崎県も0円ですよ。そして専用でも奥武山は1200円ですが、ほかのところでは長崎県は2960円というのもあります。私が言いたいのは、料金改定をするということで九州や県内の類似施設との比較で言うのであれば、同等に使用料をという根拠、この説明では崩れているのではないかと思うんです。低いところは上げるけれども、高いところはそのままにするという理由はないんじゃないですか。

○諸見里明保健体育課長 資料で0円というのがはっきり確認できない状況でありますので、後ほど資料でお届けしたいと思います。

○西銘純恵委員 0円というのがわからないということですが、少なくとも陸上競技場でも奥武山は沖縄市の60円よりも高いですね。それを後で聞くにして

も、高いところはそのままだにしている。ましてや今度改定しないほかの施設と比べて高いところは施設の整備状況が悪いのでということを経由にされました。余計に引き下げをするものではないですか。

○仲村守和教育長 陸上競技場については県総合グラウンドとの兼ね合いで、県総合グラウンドが140円、奥武山は80円ですので、本来的に整備が進んでいけばそういう改定もあるかもしれませんが、そういう施設の水準が低いということで据え置きするということです。

○諸見里明保健体育課長 仲村教育長がそう言われたら、逆に奥武山武道館は160円で、県総合グラウンドは140円なんですよね。どんどん矛盾が出てきますよ。下げるべきではないですか。そうなりますよ、おかしいですよ。

○仲村守和教育長 奥武山武道館についての御質疑でしたが、県総合体育館なんです。奥武山は武道館ですが、県総合グラウンドの場合は体育館を兼ねているという理解でよろしいかと思っておりますので、比較にはならないと思っております。

○西銘純恵委員 私が指摘したいのが、個人や団体の利用料金も総合的に見て、県民の皆さんにできるだけ低廉で使ってもらおうという立場に立ったにしても、今度の料金改定については引き下げるべきものが引き下がっていないし、ほかの施設と比較する根拠がないのではないかとということを経由して、もう一度答弁を求めたいと思っております。

○仲村守和教育長 今度、提案しましたのは、施設を新しくする、水泳プールなど。そして、これまで24年間据え置きをしていた施設ということで提案をいたしました。現在の利用料金をそのまま据え置くということについては、これも九州各県の同様の施設と比べて、それで妥当だということを経由してしているわけです。

○西銘純恵委員 今の説明では納得できません。24年間、使用料を据え置いたと言いますが、今県民の所得水準や生活実感からいけば、本当はそういうものを負担増にしたら税金も上がるし、医療も上がる、教育費も上がる、すべて上がっている中で負担感が全く違っていると思うんです。ですからそこら辺も考慮したのかどうかをお尋ねしたいです。

○仲村守和教育長 利用料金を据え置いたということは、やはり維持、管理等の運営費において、その額はやはり利用料金として徴収しておかないといけないということで据え置いておりますので、それを低くするということになると、運営が立ち行かなくなるということです。

○西銘純恵委員 もう一つの視点からお尋ねします。料金を低く設定したら運営が立ち行かないと言いましたが、安い金額にしたにしても利用者がふえれば考え方としては、入ってくるものはふえるわけでしょう。そうしますと、この間利用者というのはどのようになっていますか。県民にできるだけ使ってもらい、利用してもらおうという努力はどれだけなされたのでしょうか。利用者数の推移をお尋ねします。

○諸見里明保健体育課長 奥武山陸上競技場は平成17年度が3万601名、平成18年度が6万2788名、平成19年度が4万4025名、それから補助競技場につきましては平成17年度が2万736名、平成18年度が2万4716名、平成19年度が1万4956名となっております。庭球場ですが平成17年度が11万1537名、平成18年度が9万6070名、平成19年度が9万1852名となっております。水泳プールは平成17年度が1万4504名、平成18年度が1万1544名、平成19年度が1万822名です。弓道場は平成17年度が9752名、平成18年度が1万466名、平成19年度が1万9291名です。武道館は平成17年度が16万1804名、平成18年度が21万962名、平成19年度が25万2321名となっております。糸満球技場が平成17年度が5746名、平成18年度が5493名、平成19年度が5273名です。ライフル射撃場が平成17年度が501名、平成18年度が913名、平成19年度が507名となっております。

○西銘純恵委員 武道館で相当な利用者がふえていっていますが、特別な理由はありませんか。

○仲村守和教育長 武道館はいろんな会議、イベントがありますので、それも含めての人数であります。フロアをスポーツに使うだけではないわけです。

○西銘純恵委員 陸上競技場が平成18年度は6万2000名余ということで、前年に比べて倍になったのですが、一般的には何かの全国大会をするとか、そういうものが入ったら利用者数の相当な変動があると思いますが、県内で利用している皆さんの推移としてはどうでしょうか、陸上競技場とか。

○仲村守和教育長 陸上競技場の内訳を見ましたら、平成18年度は6万2788名で一般の利用が1302名、そして専用が6万1486名になっているわけです。専用がこれだけ6万名も超したというのは大きなイベントがあったらと推測されます。

○西銘純恵委員 お尋ねしたかったのは、例えば水泳プールは年を追うごとに利用者数が減っているんですよ。利用者というのは先ほどおっしゃったようにイベントがあれば倍にもなるし、コンスタントに県民が毎年どれぐらい使っているかという数は大方把握できると思うんです。その活用をふやしていく、利用者数をふやしていくということが大事だと思うんです。今回、使用料の引き上げをしてどれだけの金額の増収を見込んでいますか。

○仲村守和教育長 今回の改正に伴います増収は約254万3000円程度と見込んでおります。

○西銘純恵委員 私は254万3000円の増収を図らなければいけない行財政改革を目的としてやるのが、本当に県民の利益に当たるのか。先ほども言いましたように、イベントではなく、その施設を県民ができるだけ使えるような方向で利用者をふやしていくというところに知恵を絞れば、これだけの金額については上げられるのではないかとこのことを指摘して質疑を終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の改定では水泳プール、武道館、弓道場、ライフル射撃場になっていますが、水泳プールに関しては近隣の学校が借りるということもありますよね、団体として。そういう団体がどれぐらいあるのか、教えてください。

○諸見里明保健体育課長 通常、学校の授業で奥武山水泳プールの利用はないということですが、部活動の練習では一部の学校の部員が大会前などに利用しているということです。学校単位での利用はほとんどないということです。

○渡嘉敷喜代子委員 部活動の生徒たちが利用するということが、団体利用については値上げ幅は大きいわけですね。それでこの子たちへの負担が大

きくなると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○諸見里明保健体育課長 部活動の利用につきましては、個人利用につきましては減免措置があり緩和されております。

○渡嘉敷喜代子委員 でも団体での部活動で利用しているわけでしょう。そのあたりの減免は考えていますか。

○諸見里明保健体育課長 部活動の場合は、団体での利用料金を払うということではなく、個人で払う。それも減免措置でされているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 部活動が主体として利用して、それに対しての減免があるならわかりますが、一人一人学割があるのでしょうけれども一人一人の分についてということになると子供たちに対する負担は大きくなるわけですね。それからもう一つ、弓道場の利用というのは部活動でそれぞれの学校にはそういう施設はほとんどないわけでしょう、ほとんどないと思います。そうするとその子たちの練習場所はこの場所になるわけですね。それに対しての負担はふえてくるわけですね。これも個人負担になるわけですか、団体ではなく一人一人で。

○諸見里明保健体育課長 個人負担になるかと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 そのあたりの子供たちへの負担は大きいのかという心配が出てきますね。そして、今回の値上げによって54万3000円ということですが、もう少し多いのかと思ったんですね。そして、これまでの管理運営費としてどれぐらいかかっていますか。

○諸見里明保健体育課長 指定管理者として1億9000万円の2億円近い額となっております。

○渡嘉敷喜代子委員 24年間据置にしている今回改定するわけですが、これが3年ごとに見直していくということですが、なぜ3年ごとに見直していくのか、先ほどの指摘にありましたように他都道府県と比べてそんなに変わらない水準まで持ってきたわけですね。それをどうしてまた3年ごとに見直していかないといけないのかがわからないのですが教えてください。

○岩井健一管理統括監 使用料、手数料の見直しにつきましては、おおむね3年ごとに見直していくというのが予算編成に当たっての大きな考え方として調整しているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 例えば、高等学校の授業料が他都道府県に比べて安いから3年ごとに見直していくってその水準にもっていくという説明がありますよね、それはわかるのですが。これについては他都道府県と同じ水準にもっていくということで、今回持ってきているわけですよ。それを3年ごとに見直すということであれば、それは値上げを対象にして考えているとしか私たちは追わないわけです。一旦、値上げしたものが下がるというはありませんよね。そこで3年ごとに見直すというのはどういう視点でやっていくのかが私たちは気になるわけですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

○仲村守和教育長 今、岩井管理統括監から話がありました、おおむね3年間ということでありまして、これは全競技場施設を3年ごとに見直すということではないわけです。やはり九州各県、県内施設と比較して、やはり低い、あるいは状況が悪いとかというときに見直しをしていくということで、3年ごとにすべてを見直していくという方針ではございません。

○渡嘉敷喜代子委員 利用者がかなり多い、だんだんふえてきている部分もあり、下がってきている部分もありますが、そういうことで今回の改定によって利用者が減ってくるのではないかとというのはどうでしょうか。254万3000円の増収になるわけですが、改定によって利用者が減ってくるということも考えられると思いますが、そのあたりはどのように考えていますか。

○仲村守和教育長 それはこれから我々はいろいろ広報活動、値上げしましたということを県民へ示しますが、これまでの利用状況を見ますとほとんど武道館でも利用者が多くて4時間ではなく2時間でしか入れられないと。そういうことを考えたら、値上げでも利用者数が落ちていくというのはそんなにはないのではないかと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 利用者の立場から今回の改定でどのような影響があるかということに関してお尋ねしたいのですが、指定管理者に移行して管理が指定管理に変わったのはいつからですか。

○仲村守和教育長 平成18年度から変わりました。

○仲村未央委員 指定管理料で先ほどの答弁ですと2億円近い指定管理料を出しているということですが、収入となる使用料はどちらの収入になっているんですか。

○仲村守和教育長 使用料も指定管理者のほうの収入に入ってきます。

○仲村未央委員 そうなると今回の増収見込み額の254万3000円というのは指定管理者の収入としての増額になるんですか。そのことと県の委託料との関係について御説明をお願いします。

○仲村守和教育長 指定管理者は3年契約ですので、そしてどれだけの金額で自分たちは指定管理を受けるということがありますので、使用料の増額分があればその指定管理者に入ってきますが、もし来年4月1日に実施をして増収があるということであれば指定管理者のほうに入ってくるということです。

○諸見里明保健体育課長 増収があった場合にその分委託料を減収するという形で、その減収料も考慮しております。委託料が少なくなります。

○仲村未央委員 その委託料で増減が出てくるというのは、その純増で指定管理者の収入としての使用料が上がれば、その分は実績として委託料からその減額をするという仕組みについては、これは指定管理を担う管理者にとっては利益をどのように整理していくのか。その辺については、上がった分はそのまま下がるという委託料でそのまま相殺されるという形になるのですか。

○岩井健一管理統括監 今回の使用料の改定につきましては、平成21年4月1日から施行という形になっておりますので、現行の指定管理者は今年度末までです。来年4月1日以降は新しい指定管理者を公募して、選定してやっていくということになりますので、現行の指定管理者の指定管理料についてのことは出てこないです。来年4月1日以降の指定管理者については、今回の改定案が

議会で議決していただくのであれば、それを前提に事業計画、収支計画を公募していただくということになるかと思います。

○仲村未央委員 基本的な考え方で来年度以降も、先ほどの答弁では使用料が見込まれる場合は委託料を減らすということになるとおっしゃるから、その分の相殺というのは結局実績に応じて使用料が上げれば上がるほど管理料の部分に影響があるという考え方でよろしいですか。

○岩井健一管理統括監 利用料金制ですので、指定管理者がサービス改善等によって利用客をふやして収入を上げていただくのであれば、その増収分は指定管理者の収入になるということです。仮に利用者が減って、利用料金、収入が上がらないとしても県から補てんするというのは前提としていないということで御理解いただきたいと思います。

○仲村未央委員 平成18年度からその指定管理者制度をとられたということですが、陸上競技場などは極端に平成18年度、平成19年度を比較して利用者が減っているんですね。この稼働率という数値もありますか、それぞれの施設に関しての稼働率です。その比較もできますか。

○仲村守和教育長 稼働率について数字を持っていませんので後日お答えしたいと思います。

○仲村未央委員 稼働率の計算はしているのですか。その施設に関して、利用者の増減だけでは大きな大会があったら極端にふえたり、減ったりということで人数だけの移行を見る限り利用実態が平均的にどうなのかがなかなか見えないと思うのですが、利用の中での稼働率という皆さんの数値は毎年出されているのですか。

○諸見里明保健体育課長 利用料金の設定につきましては、過去3年間の利用料金で勘案するのですが、稼働率で設定しているわけではありません。稼働率は手元に持っておりません。

○仲村未央委員 それでは今回の特に値上げ幅が大きい水泳プール、武道館については利用の実態として利用者は継続的に利用されている方のほうが多いのか、単発にときどき来てやるという方が多いのか、そこら辺の実態把握はされ

ていますか。

○諸見里明保健体育課長 その資料もただ今持ち合わせておりません。

○仲村未央委員 つまり今手元にないということなのか、把握しているのかに関してはいかがなんでしょうか。

○諸見里明保健体育課長 かなりの人数になりますので、その方が毎日来ているのか、単発で来ているのかという状況はとってないと思います。

○仲村未央委員 それではお尋ねしますが、今回の増収見込みについての254万3000円の中で武道館の利用者に関しては20%が2時間を超えて継続使用すると見込んでいるというような試算になっているんですね。これまで4時間の利用で設定されていたものが大方が2時間の利用であると。2時間の利用に対して20%が2時間超えを想定して増収を見込んでいるとなっているのですが、この数字の根拠はどこから出てきたのですか。

○諸見里明保健体育課長 指定管理者に問い合わせしたところ、おおむねという形ではありますが、おおむねそういう方々が継続利用するだろうという回答を得ています。

○仲村未央委員 今回の改定に当たって、利用者の方々にアンケートをとるとか、つまりここを継続的にどれぐらいの頻度で利用しているのか、値上げによって、今後の利用が当事者にとってはどういった影響を持つものなのかということに関して、今回の改定に当たってその把握をなされましたか。

○仲村守和教育長 一般の利用者等については、アンケートはとっておりません。ただし水泳連盟、関係団体につきましては、こういう形で値上げを提案しますという話はしております。

○仲村未央委員 その反応はどうですか。

○仲村守和教育長 連盟関係は了解ということで、我々も認識しております。一般の方にはアンケート等はとっておりません。

○仲村未央委員 その実態の把握が余りなされていないので、特に武道館の利用者は100%の値上げに対して20%の方々が2時間超えを想定されているということであれば、その5分の1の利用者に関してはまさに100%の値上げをその都度払わなければならないという環境になっていくわけですね。このことが増収の一番大きな要因になっていくと思うんです。最初の指定管理者との関係でいってもどこで区切って、どの時間帯に設定して値上げをするかということと、実際の利用者の実態がきちんと把握されて、しかも継続的な利用がどの程度の方々に及んでいるのかということも、しっかり把握してからではないと本来はこういった利用者の立場からの改定かどうか、単に増収だけを目的にした値上げかどうかは非常に大事なところだと思うのですが、利用者の実態把握というものは管理者任せなんですか。教育的な立場からこういった施設に関しての単なる時間や利用料金の単純な比較だけではなく、そこでどういった方々—学生なのか、一般なのか、継続なのかなども含めて利用する方々をしっかりとらえて対応していかなければいけないと考えるのですが、その辺の考え方はいかがですか。

○仲村守和教育長 指定管理者から利用者につきましては、毎月、学生なのか、一般の方々なのかという状況報告を受ける。この方々が継続しているのか、どういった団体が継続しているのかについては承知していないということです。

○仲村未央委員 これは県立の施設ですので、もちろん日常の管理は指定管理者が行っているにしても、県はその目的を持って教育的な効果を期待してその施設をしっかりと県立として運営しているわけですからその基本的な考え方、民間の提供するスポーツジムなどの施設とは違って、受益者負担といってもその受益者がどういった層であるのか、そこでどういった日常的な訓練、練習を積んでいるのかということ把握するということが必要ではないかということをお尋ねしているのですが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 おっしゃるように指定管理者任せということはよくないわけですので、常に連携を密にしながら見ているわけですが、先ほど申し上げましたようにどういった層の方々が利用しているのかについては統計としてとってきていないということでありまして、ただサービスとして我々としてもそういう値上げによってサービスの低下をさせないということは肝に命じて取り組んでいきたいと思っております。

○仲村未央委員 要望ですけれども、民間の施設とは違う意義を持つ県立の施設だと思しますので、ぜひこういった値上げというのは利用者にとっては、これから継続できるのかどうかも含めて、毎日継続されている方にとっては非常に大きな部分だと思しますので、そういった基本的な実態の把握もなく、一般の利用者に対するアンケート、影響がどうなるかということの見通しが全く見えないまま改定率が1.5倍から2倍に上がっていくということに関しては、かなりの懸念を持ちます。これに対してぜひとも今一度、影響がどうなるのかをしっかりと把握していただきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。
次に、乙第13号議案訴えの提起について審査を行います。
ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。
仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書27ページをお開きください。

乙第13号議案訴えの提起について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県が所有管理している県立宮古高等学校敷地のうち、個人名義となっている3筆、1万890平方メートルの土地について、真正な所有者である県への所有権移転登記を求める訴えを提起するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が概要説明でございます。
よろしくお願いたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 議案の概要説明をいただいておりますが、県立宮古高等学校の敷地に個人名義がまだ残っているということで提訴するということですが、今度、3筆の名義人に対して、それも多数の皆さんがいる裁判なんですけど、この訴えの提起をして県立宮古高等学校の土地というのは、これが勝訴すればすべて県の土地になるのでしょうか。

○仲村守和教育長 県立宮古高等学校の用地の中に8筆の所有権登記をされていないという土地がありまして、今回3筆を訴えるものでありますけど、これは宮古島市の自転車道路の拡張を整備していくという中でどうしても必要だと、宮古島市との関係もあって、そういうことで訴えるわけでありまして、これにつきましてはこれまで県としても訴えて最高裁判所までいった事例でありますので、県としては訴えていけば県の所有地として確定されるのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 3筆で必要に迫られて、その部分から提訴するということですが、残りの個人名義はそのままにしておくという方針なのでしょうか。

○仲村守和教育長 できるだけ裁判に訴えなくて、話し合いでの解決で県への登記をしていただきたいということで、話し合いをしていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 ということは今回提訴するのは、話し合いに応じないということで理解してよろしいでしょうか。そして今後の問題についてできるだけ話し合いということなんですけど、時間的なものが昭和3年ごろからという経緯を聞いたら、相当長期間の年数がたっている問題だと感じまして、相続関係が発生すれば当事者がどんどんふえていくんですよね。ですからこの話し合いをどこまでというところもきちんと見通しをもって、迅速にやらないともっとも困難になるかと思えます。もう一点、平成18年に逆の、県が訴えたじゃなくて、名義人の個人から訴えた裁判が、県が勝訴判決を受けたということですが、平成18年1月から今年度まで残った個人名義がこれだけあるということで、話し合いを進めることを前提と言われたんですけど、どのような名義人の皆さんとの話し合いがもたれたのか、結構数多くなされたと思っておりますが、そこら辺もお尋ねしたいと思います。

○仲村守和教育長 これまであったのが46筆用地として私有地があったわけで

ございまして、委員がおっしゃるように平成18年以降も話し合いをやって、個人の話し合いの了解を得て名義回復をしていくという事例もございますので、我々としては裁判ではなく、やはり話し合いをして了解を得たいということですが、先ほど委員がおっしゃったように相続でいろいろな相続人が出てきたということで、非常に困難を来たしているわけございまして、今回は緊急にやりたいというのは、どうしても宮古島市の市道の拡張で、そこに3筆がかかっているものですから、それについては我々としては話し合いでぜひ解決したいということでありましたが、それなりの補償を支払ってくれということになりましたので、それについては我々としては裁判を訴えますということで、県の土地にして、宮古島市のほうにそこを拡張に使ってもらいたいということございまして。

○西銘純恵委員 最後に、最終的に話し合いできちんと真実の登記をするということですが、見通しとしてすべて終了するのは何年先という計画でなさいますか。

○仲村守和教育長 宮古島市の事業が平成21年度までとなっているようですので、我々としては急いで提訴をしてやっていきたいのですが、これはどうしても裁判所関連ですので。ただし平成18年の最高裁判決が出ていますので、そういうことからすると判決は早いのではないかと推測しております。

○西銘純恵委員 お尋ねしたのはこの件じゃなくて、残された個人名義の解決を何年先と見てらっしゃるのかということですか。

○仲村守和教育長 できるだけ早目にすべて解決していききたいと思いますので、これからも話し合いは続けていきたいという、何年という期限は切れませんが、できるだけ話し合いで解決していききたいと思います。

○西銘純恵委員 話し合いをするにもそれなりの陣容がいないと簡単にいかないと思うんです。ですから実効的に話し合いが進められるという立場で取り組まなければ困難がふえていくだろうということを指摘して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 このような提訴の問題で、県立宮古高等学校の校舎建築に影響があるのかお伺いしたいと思います。

○仲村守和教育長 校舎建築には影響ございません。

○奥平一夫委員 当時土地を提供した先祖の皆さんの御気持ちは、やはり学校施設整備に献身的に協力しましょうということで財産を譲ったという経緯があると思うんですが、これは県立宮古高等学校に限ってですが、こういう学校敷地内でまだ移転登記していないというところはありますか。

○仲村守和教育長 県立八重山農林高等学校で1筆されていないというのがございます。

○奥平一夫委員 県立宮古高等学校ではこれだけ解決できれば全面解決ということになるのですか。

○仲村守和教育長 先ほど申しあげましたようにまだございますので、それについては今後とも話し合いを続けていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第15号議案交通事故に関する和解等について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 議案書32ページをお開きください。

乙第15号議案交通事故に関する和解等について御説明申し上げます。

本議案は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が概要説明でございます。

よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 公務執行ということですが、どのような公務だったのでしょうか。

○仲村守和教育長 全国高等学校総合体育大会の地区大会に向けてサッカー一部の生徒を学校の公用車に乗車させてそういう準備をして、その帰りに事故に遭ったということでございます。

○西銘純恵委員 ということは子供たちをおろした後の事故ということですか。

○仲村守和教育長 子供たちも同乗しておりました。

○西銘純恵委員 これは県の支払う損害賠償金が4万円というのは、人身に対するものではなさそうなのですが、そこもお尋ねします。

○仲村守和教育長 県が相手方に払う損害賠償の4万円でございますが、これは2割分を県が負担するということでございます。生徒のけがの程度は、2人の生徒は病院まで行って、二、三日入院した子が1人おありまして、腰痛で通院をした子もおります。これは6月には全員完治をしたということで、現在は後遺症もなく部活動を続けているという状況でございます。

○西銘純恵委員 そうしますと被害者になった事故だということですよ。それともう1点は相手の保険のほうで同乗者の子供たちとかに払われたということだと思っておりますが、全国高等学校総合体育大会の地区大会に向けてそういう事故がおこったということ自体、2割の過失を認められたということ自体、やはり運転されていた職員が過失を持っているということですから、公務そのも

のがちょっとハードではなかったかということで、職員はこの方だけだったのか、ほかに乗っていた補助者というか、そこら辺の状況はどうなんでしょうか。

○仲村守和教育長 これはサッカー部の生徒を連れて八重山地区のサッカーパークあかんまで線引きをしたりして準備をしたと。5時過ぎに帰っていますので非常に明るい時間帯であるし、相手方が直進を妨害して右折して事故に遭ったということですので、過失としては2割問われてはいますが相手方の進行妨害ということでございます。過労やそういう負担があったということは聞いておりません。

○西銘純恵委員 起こった事故なんですけど、実際に治療された生徒は完治されたということはあるんですけど、しばらくは後遺症の関係も注意して見ないといけないと思いますので、そこら辺については傷害を受けていますから、きちんと治療して見守っていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、教育委員会関係の陳情第35号外23件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲村守和教育長。

○仲村守和教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、陳情24件で、内訳は継続10件、新規14件でございます。

継続審査となっております陳情10件については、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございませんので、説明を割愛させていただき、新規の陳情について御説明させていただきたいと思っております。

説明資料の13ページをお開きください。

陳情第90号の沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める陳情が、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合八重山支部長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立図書館八重山分館につきましては、沖縄県行財政改革プランに基づき、市町村との役割分担など、そのあり方について検討を重ねてまいりました。その背景としまして、平成13年7月18日付文部科学省告示で、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスができるよう、公立図書館の設置に努めることとしており、現在、石垣市では市立図書館が設置されております。

また、直近5年間の八重山分館の貸出冊数は、石垣市立図書館の5.5%と少ない状況にあります。

さらに、県立図書館八重山分館は築34年と施設が老朽化しております。こうした中、本県の厳しい財政状況の中にあつて、県立図書館八重山分館の維持・運営が大変厳しい状況となることなどから総合的に判断し、廃止に向け地元関係者と話し合いを進めているところであります。

なお、これまで分館が担っていた当該地域の読書活動の支援については、図書館本館の機能強化を行い、図書の一括貸出、相互貸借、団体貸出、移動図書館及び郷土資料の収集等を実施するとともに、分館が所有している郷土資料等を公立図書館や学校等に寄贈し、図書館サービスの充実に努めていきたいと考えております。

現時点では、地域住民の理解が得られていない状況から、今後とも引き続き地元の理解を得て進めてまいります。

また、資料14ページの陳情第93号、15ページの第105号、16ページの第107号、17ページの第110号につきましては、陳情の趣旨が第90号と同じでありますので、処理方針は陳情第90号と同じであります。

次に、説明資料の18ページをお開きください。

陳情第112号の友愛スポーツセンター跡利用に関する陳情が、沖縄県テニス協会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

沖縄・兵庫友愛スポーツセンターは、昭和50年に兵庫県民の友愛募金等により建設され、以来、多くの県民がスポーツやレクリエーション活動に利用するなど、本県のスポーツ振興に寄与するとともに、沖縄県と兵庫県の友愛のシンボルとしての役割も担ってきました。

しかしながら、建設から33年が経過し、老朽化が著しいことから、今年度、解体撤去することになっております。

このことについては、昨年、兵庫県を訪問し、これまで同センターが両県の

友愛・親善と本県のスポーツ振興に大きく貢献したことなどについてお礼を申し上げまするとともに、感謝の意をあらわして、跡地にモニュメントを設置することに理解を得ているところであります。

なお、現在、奥武山公園には、テニスコートが13面整備されており、平成22年に本県で開催される全国高等学校総合体育大会のテニス競技の会場にもなっております。

また、国民体育大会九州ブロック大会や県内の主要大会のほとんどが同庭球場及び県総合運動公園の庭球場で開催されていることから、県としましては、当面は既存の庭球場の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、説明資料の20ページをお開きください。

陳情第123号の学校現場の多忙化を解消し、労働安全衛生委員会の設置を求める陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 県教育委員会では、本県教職員の勤務の実態や意識を的確に把握し、学校組織の活性化や効率化に資する方策を検討するため、公立小・中・高・特別支援学校の全教職員を対象に教職員の勤務の実態や意識に関する調査を8月に実施したところであります。

現在、その集計及び分析作業を進めており、12月末には結果を公表する予定であります。

2 労働安全衛生法では、50人以上の学校で衛生管理者、産業医及び衛生委員会の選任・設置、10人以上50人未満の学校では衛生推進者の選任が義務づけられております。

市町村立学校における衛生委員会の設置状況につきましては、5月1日現在で、対象校11校のうち3校に設置され、衛生推進者の選任率も前年度の35%から65%に改善されております。

また、7市村におきましては学校職員を対象とした安全衛生管理規程等が整備されております。

県教育委員会としましては、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を促進する観点から、今後とも市町村教育委員会へ積極的に助言を行ってまいります。

3 教職員の精神性疾患の要因につきましては、社会の複雑化や多様化、人間関係の希薄化など学校を取り巻く社会環境の急速な変化に加え、多様な人間関係、数量化しにくい業務、高い倫理観の求められる職業であるなど職務の特殊性も大きく影響しているものと思われまます。

県教育委員会としましては、管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を実

施し、日ごろから目配り、気配りすることを喚起するとともに、医師による健康相談などの相談事業に取り組んでいるところであります。

また、教職員の職場環境の充実を図るため、学校においては衛生委員会を設置するなど、労働安全衛生体制の確立に努めております。

今後とも、教職員相互が信頼し合い、気軽に話し合い、悩み相談ができる明るい職場環境づくりを目指し、職場支援体制の充実を図ってまいります。

次に、説明資料の22ページをお開きください。

陳情第124号の30人以下学級完全実現を求める陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着を図ること等から、義務教育のスタートに当たる小学校1年生で実施しております。

実施に当たっては、加配定数の範囲内で、下限25人とし、施設条件面の対応が可能な学校を対象としております。

今後の計画につきましては、30人学級制度設計検討委員会において検討しているところであります。

2 30人学級制度設計検討委員会については、施策の具体的な実施に向けて定数や財政状況等の実務的な課題を検討する庁内の会議であり、教育指導統括監を委員長に、関係課の課長など庁内の職員で構成し、非公開としております。

3 本県の教職員の採用に当たっては、児童生徒数の推移、退職者の数等を長期的に展望しながら年齢構成のバランスも考慮し、計画的に行っております。

次に、説明資料の24ページをお開きください。

陳情第125号の全国学力・学習状況調査の公表等に関する陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 調査結果の公表に当たっては、文部科学省の平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、県教育委員会は、県全体の結果についてのみ公表しております。

市町村教育委員会に対しては、学校の序列化や過度な競争をあおるような公表にならないように指導しているところであります。

2 個人情報の保護に関しては、同実施要領において、文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、解答用紙について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとしております。

さらに、各市町村教育委員会や学校が、調査に関して知り得た個人情報につ

いて、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令または地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うことが明記されております。

県教育委員会としましては、同実施要領を踏まえ、市町村教育委員会及び学校に対して、個人情報の保護については、最大限の配慮をするように周知しているところであります。

次に、説明資料の26ページをお開きください。

陳情第126号の幼稚園の教育条件整備と臨時教員の待遇改善を求める陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

幼稚園教諭の任用や配置、その処遇については、設置者である市町村が行っております。

県教育委員会としましては、幼稚園教諭の任用に当たって、その給与費等が地方交付税で措置されていることを踏まえ、全国都道府県教育長協議会を通して、地方交付税措置の充実などを関係省庁に要請するとともに、今後とも市町村に対し、適切な対応について助言してまいります。

次に、説明資料の28ページをお開きください。

陳情第137号のサンゴの保護に関する陳情が、ジュゴン保護基金委員会共同代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 県の天然記念物につきましては、本県の自然を代表するような象徴的な存在であり、かつ学術的に重要であることが基礎的な要件となっております。

アオサンゴは、インド・太平洋のサンゴ礁域に広く分布しており、本県の象徴という意味において、他の造礁サンゴ種と比べ、際立った特徴を有するものではありません。

また、大浦湾のアオサンゴ群落については、県内他地域のアオサンゴ群落の状況等も勘案すると、現時点では文化財の観点から指定を検討する状況にはないものと考えております。

次に、説明資料の29ページをお開きください。

陳情第140号の栄養教諭の配置促進に関する陳情が、沖縄県学校栄養士会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1, 2 栄養教諭につきましては、沖縄県公立学校栄養教諭選考試験により任用することとしております。

なお、現行の同選考試験は、本務職員として3年以上勤務する者で栄養教諭免許状を有する者または取得見込の者を対象に実施しており、配置については、

選考結果を踏まえ、適切に行っております。

3 栄養教諭の任用につきましては、現在14名を配置し、教育課程への位置づけや学級担任との連携のあり方等の検証を行っているところであります。

今後の配置計画につきましては、平成21年度までの3カ年のモデル期間における検証結果や全国の動向等を踏まえながら配置拡大に努めてまいります。

次に、説明資料の31ページをお開きください。

陳情第141号のアメラジアンへの公的支援に関する陳情が、特定非営利活動法人アメラジアンスクール・イン・オキナワ代表理事代行から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

2、3、4 現在、日本語指導の支援が必要な児童生徒に対して小学校4校と中学校1校に日本語教室を開設し、日本語の習得の支援を行っております。

県教育委員会としましては、アメラジアンスクール・イン・オキナワに通っている不登校の児童生徒が円滑に学籍校へ復帰できるように、学籍校における日本語指導の充実やスクールカウンセラーの活用等の条件整備に努めております。

一方、県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、公立の学校を所管することになっており、NPO法人等については所管することはできません。

したがって、教育委員会によるフリースクール等への公的な財政支援は公の支配に属しない教育の事業に対する公金の支出に当たるため困難であります。

5 すべての保護者は、その保護する子女を就学させる義務があり、義務教育において学齢児童・生徒の不就学はあってはならないことだと考えております。

県教育委員会としましては、所管する市町村教育委員会と連携し、不就学の実態を把握し、就学支援に努めるとともに保護者に対して適切に就学指導を行ってまいります。

次に、説明資料の33ページをお開きください。

陳情第142号の天然記念物の伐採に関する陳情が、八重山の自然を守る会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

船浮のヤエヤマハマゴウの無許可伐採につきましては、県民の宝として指定されている天然記念物を毀損したものであり、極めて遺憾な事件であります。

県教育委員会は、7月23日に情報を得て、竹富町教育委員会と連携し事実関係の把握を行い、8月8日に事業者を呼んで経緯の説明と謝罪を受けました。

その後、県指定天然記念物の毀損届と始末書を提出させ、伐採・除去した地点に新たな株を植えて元の株と同程度の大きさになるまで育てるよう指導いたしました。

今回の事件につきましては、事実関係は把握されており、また事業者がみずからの責任を認め謝罪した上、原状回復を申し出ているところから、再調査やマスコミを通じての謝罪は必要ないものと考えます。

県教育委員会としましては、事業者が長期にわたって後継木の育成に取り組む中で、みずからの責任を意識しつつ天然記念物を愛護する精神を確立させていくことが重要であると考えていることから、今後とも竹富町教育委員会と連携し適切に指導してまいります。

以上で陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第142号の天然記念物の伐採に関する陳情に関してお尋ねします。ここに出てくる県の天然記念物のヤエヤマハマゴウについて御説明をお願いします。

○千木良芳範文化課長 ヤエヤマハマゴウというのは、クマツヅラ科という植物の大きなグループですが、それに属する低木、余り高くない木です。マレーシアやミクロネシアなどの太平洋域の海岸に生育している木です。県内では石垣島や西表島などに生育しています。県内においては、その数が余り多くないということと、世界的に分布の北限になっているということで貴重な木とされています。

○仲村未央委員 沖縄が亜熱帯であることから北限に位置する希少性がすごく大事な動植物というのは大変希少性があると思いますが、この陳情の趣旨です

とその天然記念物が建設工事の邪魔になるとして、その業者によって廃棄されていたということになっています。さらにその陳情の趣旨によりますと、教育委員会に対して、その報告が虚偽であったということも陳情の趣旨にあります。が、事実経過についてお尋ねします。

○千木良芳範文化課長 今回の事件の経過について簡単に御説明いたします。この天然記念物の指定地に非常に隣接して事業者の土地があります。その土地に事業者が観光案内所をつくりたいという話がありまして、当初は事業者の土地に対して、天然記念物の指定地に生えている木の枝が入り込んでいるということで、この枝が工事の妨げになるということで、その枝打ちをさせてくれということで話が来ました。枝打ちに関しては、民法上のいろんな規定もありますので天然記念物の木だからといって、それを切るなどということは非常に難しいだろうということで、枝打ちに際しては認めましょうということで事前に調整をして枝打ちをするための手続として、いわゆる天然記念物の枝を切りますという現状変更すると私どもを言いますが、その現状変更の許可申請を出してくれということで事前に調整がなされて、その準備を進めていたところ、直接的に調整をやっているところの下請になっている業者がその調整をやっている最中に現場にある木を2本切ってしまったということです。この報告が7月23日に私どものところに情報がもたらされまして、ただちに竹富町の教育委員会と連絡を取りながら、事実確認をしました。私どもの事実確認ができた段階で8月8日に事業者を呼んで、私どもが確認した事実はどうなっているかということをお尋ねしました。それについては、事業者は全面的にそういうことで間違いありませんということで自分たちは過失がありますということで、その場で謝罪をいただきました。その場でその後の処理について、この処理方針にあるような形で事業者を指導して、ついでには新しい株を植えて、現在切ってしまった株とほぼ同じ大きさになるまで後10年かかるか、20年かかるかわかりませんが、きちんとそれを育てていって、現状回復を図ってくださいということで、向こうのほうから現状回復をきちんとやりたいと。そうであれば、そういうことでよろしくお願ひしますということで処置をしたということです。

○仲村未央委員 今の事実関係の中で現状変更の許可申請の調整が行われていた日付を教えなかったのですが、その現状変更の手続にのっとって、その最中に業者が切ってしまったということですが、その手続の申請の調整が行われていたのが何月何日ですか。

○千木良芳範文化課長 話し合いとしては、自分たちの土地の工事を進めたい、隣に天然記念物の木が生えているということで、その枝打ちをしたいということで5月ぐらいから話がありました。その中でお互いの大体の調整がつきましましたので、正式の文書としては7月2日に現状変更の許可申請ということでやっていただいております。

○仲村未央委員 今の経過から明らかなんですが、その業者自身はその調整に臨んでいるということは、その天然記念物がそこに生息をされていて、しかも扱いに当たっては県の許可なり、そういった天然記念物としての手続が必要であるということ十分に承知していたということですのでよろしいわけですね。

○千木良芳範文化課長 はい、そういうことで考えていいと思います。

○仲村未央委員 それにもかかわらず、建設工事の都合で天然記念物を切ってしまうということに対して、処理方針には極めて遺憾という表現になっていますが、もう少し踏み込んで天然記念物に対する認識、それを保護するといったことに対する県民の責務に照らし合わせて、今回の行為は一体どうあるべきと認識されていますか。

○千木良芳範文化課長 確かに県民の宝である天然記念物の木を切ってしまったわけですから、これは非常に大きなことだと考えております。私どもの天然記念物の保護をやるためには地元の人たちの意識を欠くことはできません。いかにしてその天然記念物を保護する意識を地元で育てていくのかということが、私どもの大きな責務だと思っております。今回のことにつきましては、事業者としては、上のほうで調整していたのですが、その天然記念物の重要性が末端の工事をする一人一人のところまで十分に浸透していなかったと。連絡不足であったというところは事業者も認めておりましたので、やはり地元で自分たちのところに天然記念物があるということを一人一人の人たちが十分に認識をしてそれを守っていくということが大切だと思っておりますので、今回の件につきましても、やったことは非常に大きなことではありますが、これを一つの契機にして十分に天然記念物の重要性を自分たちの関係者一人一人に認識させていただきたいと。現状を回復していくという作業の中で認識させていただきたいということで、今回のような措置をしたわけです。

○仲村未央委員 事業者に上とか下とか、意思疎通の内部の問題というのは関

係ないと思います。それはやはり事業者の責任ですね。末端がやったからとか、下請だったからとかというのは全然理由にならないと思うんですね。その責任の重大さ、しかもここには天然記念物を表示する石碑があったと陳情の内容になっていますが、そのとおりですか。

○千木良芳範文化課長 そのとおりです。

○仲村未央委員 そうであれば、二重にも三重にも事業者の責任の重さは全然免れないことだと思います。天然記念物に関して事業者の責務とか、県民の責務とかそれを全うできなかったときの責任のあり方に関してはどのように規定がなされていますか。

○仲村守和教育長 天然記念物を毀損したときは、悪質であれば罰金刑なり、刑事罰まで科すことができると思います。今回の件についても、下請だから仕方なかったという認識は我々はしておりませんので、事業者として責任は問うてきたわけですが、そこで本人が故意ではなく、これから10年、20年かけてでも育てたいという、そのあたりで我々としては科料で罰するよりも、かえって事業者として天然記念物を今から育成していくというほうが、我々の天然記念物保護からするとその辺が妥当ではないかという判断をして、罰金などに至らなかったということです。

○仲村未央委員 今回の件が故意ではないかということをごどのように確認されたのですか。

○仲村守和教育長 5月から調整をして、枝打ちをすると。それで作業としては進める予定であったということで、これが事前調整もなくすぐ伐採をしていけば、やはりこれは故意であると判断できるわけですが、本人としては枝打ち等で自分の土地にかかってくる場所についてだけやろうということでやっていたと。この方については故意ではないと。その後、謝罪をして現状回復を業者のほうから持ってきたということからしても、やはりそれだけの対応を見て故意ではないと判断しております。

○仲村未央委員 物すごく寛容な教育委員会の対応に思えてしょうがないんですね。故意ではなかったということですが、その事実を十分に認識しながら、しかも調整中の間にやってしまうということは、普通に考えたら知っていてや

ったわけですから、これを普通は故意と言うのではないかと思うんですね。そこら辺の判断が、今回、社会的な非常に責任の重さを、やはり県民に広く知らしめて、しかも今回この建設の用を起こした者は観光案内所の設立をしたいということですよ、冒頭の説明によると。観光に携わる者がそういった基本的な八重山地区の資源、重要性というものを十分に認識して当然な業者であると、業者の性質から思うのですが。今、石垣島は観光業者による土地の買い上げ等々が社会問題になっているということもよく聞かれています。こういう中で観光の、しかも業種に携わる案内所をつくるような方が今回この状況に至ったということは、もっと重大性を広く県民に知らせることが教育委員会の教育的な立場からの県民への啓蒙ではないでしょうか。それを当事者間で調整をしてしまって、後で植えて育てておきますということで本当にいいのかどうかお尋ねします。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおり、罰として与えるかどうか、教育委員会でも話し合いをしたわけですが、我々は天然記念物、あるいは文化財を守っていくという観点に立って、この方々が10年、20年もかけて自分の家の側のヤエヤマハマゴウをずっと育成していくというほうが、かえって本人にとっては酷なことではないかということで、罰として逆にそういう形の科料を与えたほうがいいという判断で、我々としては育成していくということを認めたわけです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時21分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議題を追加するかどうかについて協議を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の追加について協議する。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る食品の賞味期限問題については、休憩中に御協議いたしましたとおりの議題に追加し、明10月7日の参考人からの意見聴取についての審査終了後に審査を行いたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

午前に引き続き審議を行います。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第142号の天然記念物の伐採に関する陳情に関して、教育委員会の認識をお尋ねしている最中でありましたが、どうも事実関係が十分に把握された上での今回の陳情の処理方針なのかということが、まだ十分ではないのではないかと感じています。というのも、今回伐採の目に遭ったヤエヤマハマゴウは、そもそもここにあったのはどういう経過でそこにヤエヤマハマゴウがあったかということに関しては、お調べになりましたか。

○千木良芳範文化課長 どういう経過というのは非常に難しいと思いますが、ヤエヤマハマゴウ自体は海岸の砂浜の内側に生えている植物でありますので、たぶんそこはもともと海岸線だったんだろうと。その後、前面に漁港等の埋め立てがあつて陸地が広がったけれども、その部分に昔のいわゆる帯のように生えていたヤエヤマハマゴウが若干残っていたということではないかと考えております。

○仲村未央委員 県のホームページから生息状況等を見てみますと、ヤエヤマハマゴウに関しては沖縄本島での現状は不明、石垣島は1カ所、西表島で4カ所の自生地があるが個体数は少ない。西表島の1カ所は、道路工事による伐採で消失したとなつていますね。その減少の要因ですが、低地の開発、もともと自生地と個体数が限られていると。個体数が非常に少なく、しかも北限であるというのが県の恐らく天然記念物に指定している大きな要因かと思いますが、故意ではなかったということに関して非常に疑問があります。休憩時間中に今回の陳情者の方と少し情報を整理してみましたところ、今回ここに生えていたヤエヤマハマゴウはあえて保護の意識を持って植えられたもの。そして植えたものに対して石碑を建てて、これは大事なものですよということで掲示をしたと。しかも、今回工事に当たって、その工事をしている現場の方に直接植えた方が会って、これはとても大事な天然記念物のヤエヤマハマゴウですと。

大事にこれは触らないでください、切らないでくださいと直接言ったということがこの趣旨にあるようですが、そのあたりの事実確認はいかがでしょうか。

○千木良芳範文化課長 私どもと業者の話し合いの中では、そういう話が出てきておりませんでしたので確認はしていません。

○仲村未央委員 ぜひ、このあたりは確認すべきことだと思います。子会社がやったこと、その情報がうまくいってなかったということですが、その親会社と下請会社の関係も情報によると100%出資の子会社であるということで、事実上同じ組織の系統としては何らそこが情報不足になるような関係性はないんじゃないかということも含めて情報が来ております。こういったことも緻密に調査をされて、県はその現場に行かれたのですか。

○千木良芳範文化課長 県は今回の件に関しては行っておりませんが、竹富町の教育委員会のほうに何度か現場を見てもらって、その報告を受けております。

○仲村未央委員 その報告ですがここで廃棄された、この建設工事にかかって伐採されたヤエヤマハマゴウは何本ですか、それからその伐採された後の物はどこにあるのですか。

○千木良芳範文化課長 伐採された木は2本で、伐採した後の木は処分したと聞いておりますが、どこに処分したかというのは聞いておりません。

○仲村未央委員 それ自体、天然記念物として個体数も少ないのにもかかわらず、勝手に切ってどこにやって、本当にそれが何本だったということもその当事者の報告でしかないとなれば、本当にこれで天然記念物を守ることが今回の教育委員会の対処方針で十分なのかどうかですよ。例えば、同じように天然記念物のヤンバルクイナをひいてしまった場合、本当に大きな社会問題となって、それをひいたからといってその個体をどこかに勝手に廃棄はしないはずです。ひいた後ですら、その個体はどうだったのか、そのことに対する、みんなで大事にしようという意識を県も啓発していくということであれば、今回のことも広く知らしめて、陳情者が指摘するように県として独自の調査結果を公開して、必要であればそれを摘発したり、そういった処置も含めてそのことによって再発防止を図るべきことではないでしょうか。今、当事者間でそれを丁寧に復元します、植えますと言っても、その他に対する再発防止はどのよう

にとられるのですか。

○仲村守和教育長 今回の伐採については、先ほども申しあげましたように遺憾でありまして、5本のうちの2本を伐採しているわけです。そういうことで5月から調整に入っておりますが、伐採をしたと。8月8日にはそういう指導を受けて、始末書も書いて、現在は株を植えて、実際に育っていると。現状回復に努めているという状況ですから、我々としてはこれまで沖縄県文化財保護条例で摘発、告発をしたことはないんです、県としてですね。これは刑事事件として警察が受けて、検察庁に送ると。その後で罰として5万円以下の科料が科されるということになると思いますが、そこまで教育委員会として、県として沖縄県文化財保護条例違反で摘発したのはありませんので、我々としては現状回復とか、そういう形で実際に今後天然記念物を守っていくということでやっていただきたいということで、今回も本人の謝罪、あるいは現状回復ということを受けてこういう形でやっているわけです。

○仲村未央委員 やはりもう一度、今言うその事実関係を徹底的に調査して、本当に悪質でなかったのか、故意でなかったのか、再調査の必要があると思いますがいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 教育委員会としては、本人からの意見聴取、調査もやっていますので、八重山地区から呼び出して県で調査もしてそういう形で事実関係も確認して、教育委員会とも話し合いをして、こういう形でいきますと本人に対してもそういう形で現在やってもらっているところですので、今から改めて調査はちょっとできないと思っております。

○仲村未央委員 その経過の中で今回あえて陳情者がこのような陳情を出したということは、やはりそこに事実の中身に今まで知られていることに対してもまだ十分じゃないところがあるということであえて出しているんですね。先ほどの本当にそこにいる工事の現場の方にも直接言ったということも含めて言っているわけですから、やはりもう一度調査をする必要があると思いますがいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 疑義が仲村委員から出ましたので、事実確認はやりたいと思いますが、しかしながら現状回復をして株を育てているところですので、これを先ほど言いましたようにマスコミに公表するとか、そういうことは差し控

えたいと思っております。

○仲村未央委員 ぜひ調査をもう一度やっていただきたいと思います。その調査の結果のいかんによって、それが本当に陳情者の言うような事実が確認されるとするならば、これは非常に社会的な責任も重いですし、さらにこれからその地域の開発に与える影響も非常に大きいと思いますので、ぜひとも積極的な再発防止策を教育委員会としてとっていただきたいと思いますが、その周知や特に開発業者の皆さんに対する対応、これからどうされていく考えでしょうか。

○仲村守和教育長 天然記念物は県民の財産ですので、やはりみんなで守っていくということも大事なことです。これは小学校のときから啓発教育をやっていますので、こういう形でやってまいります。業者等については開発のときに申請が出てきますので、そのときにチェックをしてやっていければと思っております。

○仲村未央委員 今回の陳情の趣旨に書かれている再調査、調査の結果の公表、その結果に伴う際の県民への啓蒙、業者への啓発といったことは、もったもな趣旨の陳情だと思っておりますので、ぜひこのことは強く陳情者の趣旨のとおり指摘をして、次の陳情にいきたいと思っております。

陳情第141号のアメラジアンの公的支援に関する陳情ですが、公的支援については非常に難しいという対応になっているようです。基本的なことを確認したいのですが、要旨にあるアメラジアンの数年間の児童生徒数が増加となっておりますが、この増加の実数や背景は教育委員会としては把握されているのでしょうか。

○仲村守和教育長 数は把握しておりませんが、不登校の児童生徒を対象にした教育施設ですので、その中には英語しか話せないという国籍の方々もいらっしゃるわけですから。そういうことで数もふえてきていると理解しております。

○仲村未央委員 日本の教育制度では義務教育を受ける子供の権利というのは、国籍ですか、それともそこに現にいる子供はすべてその権利を有しておりますか。

○仲村守和教育長 日本に住んでいる子供たちは、すべて教育を受ける権利があります。

○仲村未央委員　すべてにあるということであれば、ここで教育委員会のほうが公金の支出は困難とする違い、これはどういうことですか。

○仲村守和教育長　公金は憲法第89条に基づきますけれども、公の支配に属しない教育の事業に対しては公金の支出はできないということであり、教育委員会の所管にはなり得ないということで、教育委員会としては公金の支出ができないという法的なことがございます。

○仲村未央委員　ということは、子供たちがいわゆるアメラジアンであるとか、国籍が日本ではない場合であるとか、そういったことにもかかわらず、その学校の要件が公立ではないということを持ってだけがその理由だということに理解してよろしいですか。

○仲村守和教育長　はい、そういうことです。

○仲村未央委員　個々の児童には、すべて本来その地域の学校に通うという学籍、それは基本的にどの子も有しているということによろしいでしょうか。

○仲村守和教育長　学籍校は、小学校、中学校に持っておりまして、その学籍のある学校から不登校ということで今のアメラジアンスクールとか、14施設ありますが、そういうフリースクールに通っていますので、アメラジアンスクールで進級や卒業というのはできないわけです。これはどうしても学籍校に籍がありますので、学籍校でしか進級、卒業はできないということになります。

○仲村未央委員　これに関して、特に米軍基地を有している沖縄においては、ここにふえているという背景も書かれておりますが、基地との関係もありますが、公式にしる、非公式にしる、米軍関係の教育機関とこの子供たちの取り扱いをめぐって何らかの調整や情報交換を教育委員会としてされたことはありますか。

○仲村守和教育長　米軍関係ではありませんが、福祉保健部のほうから現在日本語指導の教諭を2人派遣していると。我々としては、文部科学省の不登校の研究指定を受けて、平成19年度、平成20年度に指定を受けて、文部科学省から500万円が援助、支援されているということです。

○仲村未央委員 これは必要性があるのではないかと思うのは、米軍の教育機関の方と本国のほうですが、たまたま行く機会のあるときに、このアメリカンの問題に関して、特に国籍の問題をめぐっていろいろ情報交換をしたのですが、米軍の組織上移動が非常に多いという軍隊の性質があって、その過程の中で子供に対する教育的な配慮というものを物すごくやっているんだということの説明があったわけですね。それを受けて沖縄の場合にいう、こういった子供たちが通うアメリカンスクールの存在であるとか、それに対する米軍からの何らかのかかわりというものがあるのかということをお尋ねしたところ、その情報については全く持ってないという反応だったんですね。日本の学籍を持つ子供たちですので、基本的にはこちらの通常の教育が一番好ましいと思いますが、その辺の情報交換は必要なのかなということは非常に感じたところでありました。これはこちらの情報としてお伝えをしたいと思います。

陳情第126号の幼稚園の教育条件整備と臨時教員の待遇改善を求める陳情については、本会議でも仲村教育長のほうにお尋ねしたところでありました。それで仲村教育長の答弁では、幼稚園の教育振興プログラムを策定していくという答弁がありましたが、今一度その策定の内容と取り組み状況についてお尋ねします。

○山中久司義務教育課長 幼児教育振興アクションプログラムにつきましては、平成21年度をめどに作成していくこととしています。本年度は作成に係る委員等の選任等を行っていきたいと考えております。

○仲村未央委員 その委員というのは、どのようなメンバーを想定されているのか教えてください。

○山中久司義務教育課長 幼児教育にかかわる関係機関、知事部局、幼児教育の専門的な有識者、大学の先生等を考えております。

○仲村未央委員 この幼児教育ですが、基本的には1年教育、1年保育となっているのですが、これから2年保育、3年保育ということでの方向性を目指していくと教育委員会は考えているのでしょうか。

○仲村守和教育長 本会議でも答弁いたしました。沖縄県は幼稚園については1年保育と県民全体が認識しているんです。小学校に行く前に1年間は幼稚

園に行くと。しかし、2年、3年の幼稚園については、ほとんど認識が薄いという大きな課題でありますので、やはり幼児教育振興アクションプログラムの中でその方向性の実現に向けて強く打ち出していきたいと思っております。

○仲村未央委員 教育的な効果として単年度1年保育でやるのと、2年保育、3年保育になっていくのとではどういったことが期待されて、だからこそそれは3年保育が本来求められるということになるのか、お尋ねします。

○山中久司義務教育課長 先ほどもありましたように、沖縄県は就学前の1年は幼稚園に入るという形で、本県は1年保育が主流になっております。ただし、教育要領では3歳児からの保育ということになっておりまして、就学前の継続した保育でその後行われます義務教育の基礎的な部分が培われるということですので、1年よりも2年、2年よりも3年と期間が長いことが教育的な効果が高いと考えております。

○仲村未央委員 3歳児からの3年保育となった場合に、1年保育の5歳児を対象にしているものは恐らく全県のほとんどが午前中のカリキュラムになっているかと思うんですね。午後は預かり保育等に移っていきなり、あるいは午後は特に対応していないというところもあるかと思うのですが、3歳児からの保育になった場合は、その幼児教育振興アクションプログラム等がどういった方向になっていくのでしょうか。特に午後の課程に関してはどのような方向性でしょうか。

○山中久司義務教育課長 この部分につきましては、先ほどもありましたように本県は1年保育が主流であり、就学前の1年に入るために公立保育園等が整備されてきた経緯がございます。それでこれに関しては、福祉部門、それから教育、それから大学の専門家等も含めて、今後は保育と保育園と幼稚園の連携といったことも視野に入れて、幼児教育振興アクションプログラムの内容を策定していかないといけないと考えておりますので、その点につきましては、これからの検討課題と受け取っております。

○仲村未央委員 これからということでも、状況的に特に3歳児、4歳児、5歳児ももちろんそうですが、取り巻く状況は御承知のとおり待機児童問題も含めて、保育に欠けるといわれる子供たちが沖縄は特に多いと言われる状況もあります。ただ一方で、その市町村の幼稚園の状況を見ても、午後の保育

を導入したところへの対応が非常に臨時職員の数をどんどんふやす一つのきっかけになって、今は答弁にあったように4割、市町村においては5割以上も含めて、非常に財政的な裏づけが不安定な状況が実態のところかと思いますが、3歳児保育も含めて午後のカリキュラムも含めて取り組まれるということと、実際の財政的な裏づけとの関係はどのようになっていきますでしょうか。

○山中久司義務教育課長 これにつきましては、幼稚園の設置者が市町村教育委員会であることと、それから幼稚園に係る経費等が交付税で措置されていることを含めて、現在、都道府県教育長協会のほうで国に要請しているところであり、この件に関しては市町村と連携しながら適切に対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 その適切な対応の中身が知りたいのですが、幼稚園は実際には市町村がやっているのですが、今、幼児教育振興アクションプログラムをつくって、その方向性を導いていこうというのが県教育委員会の主体的な取り組みになるわけですね。県がつくった計画が、その市町村にとってどういう実効性を担保できるものになるのかということに関しては、やはり市町村任せでは何も改善できないくらい非常に財政が逼迫していると思うのですが、もう一度財政的な面、また定数の問題も含めて、定数削減の中で幼稚園の教員がまるで現業部門であるかのような外部の定数のような形で切られやすい環境にあるというのは実際のところだと思うんですね。全体の定数の中で教員が配置できないことには、その両方の側面、財政的な問題と定数的な問題が二重にのしかかっているのが現状だと思うのですが、そこら辺への対応について、今は市町村と具体的にどういう協議をされているのか。そして、これから3年保育まで、ましてや目指していこうとするときに教員の確保を初めその待遇の問題も含めて、どういう検討がなされているのかお尋ねします。

○仲村守和教育長 仲村委員がおっしゃるように幼児教育というのが大事な時期でありますので、ずっと教育のスタート時点でしっかりやるべきだという認識を持っておりますので、それについて市町村の教育委員会等でもそういう認識を持って定数の確保をしっかりやっていただきたいということの助言等も今までやってきておりますので、先ほど申し上げましたように財政的な措置が地方交付税においてなされておりますので、それをきっちり活用してやはり本務で措置をしてほしいということと、そして今後2年保育、3年保育になってくるときにどういう課題があるかということにつきまして、検討委員会の中でし

っかり議論させていただきたいと思っております。

○仲村未央委員 仲村教育長、この問題は非常に深刻な部分があって、幼稚園の教諭職、教員でありながら実際には一般行政職の臨時のような同じ待遇で来ているものですから、その今のあり方は半年、半年で人事が切られるんですね。そうすると実際に児童がいて、現にその子たちは毎日学校に出席してくるけれども、先生が半年で切れるそのタイミングに差しかかった場合に、本来、資格を一たん切られている間に、実は臨時の先生がその現場で対応しているというケースもあるんですよ。つまり、その期間は採用されています、いわゆる秋休みのタイミングですね。その時期に一たん切られているのに、学校では担任をやっているという、これぐらい幼稚園の現場は人がいなくて、臨時職員で補うという、実際はそうなっているんですね。全くその教諭職としてのキャリアを積んでいくような採用形態にもなっていないし、一定の年齢が来たら今度は一般行政職と同じように採用の年齢に達してしまっただがために二十七、八歳のまさにそのキャリアに来たときに、もう試験が受けられなくて本採用の道がないということが非常に多くの現場の教員のやる気を失っている。そのことで教員が確保できない、臨時職員がないというのが幾つかの市町村で実際にその声が出ているんですね。ですので、悠長な問題ではないと私は認識しているのですが、そこら辺は幼児教育の大切さを強調されますが、今の現場の実態の把握については、どのような危機感を持っていらっしゃるのかお尋ねします。

○仲村守和教育長 厳しさについては、各社の新聞報道等で知ったわけですが、そういうことで県としましても調査を入れまして、実際に3割が臨時職員という状況も把握しましたので、今後市町村の教育長協会と話し合いをして、しっかりとそういう手だてをしてほしいということは、これから意見交換などを行っていきたいと思っております。

○仲村未央委員 ぜひ、実態把握をお願いします。実態把握で必要だと思っているのは、今の教員の個々の状況がどうなっているか、採用形態等を含めて待遇の問題、予算的な問題、定数の問題、この部分からの視点でひとつお願いしたいのと。もう一つは児童の生活が午前中で幼稚園が終わった場合の午後がどういう対応になっているのか。預かり保育を実施しているところが何パーセント、そこでさらに定数の範囲内でとられている子供たちがそのうちの何パーセントで、それでも午後に保育に欠けていて学童クラブに行っている子がどれぐらいなのか。学童クラブとの関係でいけば、5歳児が沖縄特例で学童クラブに行け

ていますが、その特例がもしなくなっただけにその子供たちがどういう方向になっていくのかも含めて、両方の側面の実態調査が緊急に必要だと思いますがいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 預かり保育については資料があるようです。

○山中久司義務教育課長 預かり保育を促進してまいりまして、平成20年6月の調査ですと、平成20年で124園、割合で言いますと51%の園で預かり保育を現在しているところでありまして。預かり保育の雇用体制は、預かり保育を実施している28市町村のうち本務で対応している市町村が1村、19市町村では臨時職員で対応している、残りは臨時職員と本務等で対応していると聞いております。

○仲村未央委員 124園、51%で実施しているということですが、そこでは対象になる児童は預かり保育を希望すれば100%その預かり保育を利用できるような状況ですか。

○山中久司義務教育課長 希望者は全員受け入れているかという質問だと思いますが、現在預かり保育を希望されている方のうち66名が待機となっております。

○仲村未央委員 その66名の待機児童が午後はどのように過ごしているかということについても調査をされていますか。

○山中久司義務教育課長 この点については調査しておりません。

○仲村未央委員 先ほどの調査の必要性に行き着くのですが、51%が実施しているということは49%はまだ預かり保育がないということですね。しかも、実施をしている51%においても待機児童が66名いるということですので、その実施していない園の児童の午後はどのような過ごし方になっているか。これは潜在的な待機児童として、実は福祉保健部の数字には上がってこないんですね。福祉保健部は、これは教育委員会も所管であるということで、きのうの答弁で来ております。待機児童の問題は、仲村教育長も御存じのとおり沖縄振興特別調整費で対応すると言われてはいますが、実際には5歳児に限っては福祉保健部の所管から漏れているんですね。でも義務教育でない。ある意味では保育を必

要とする子供たちは5歳児も含めてやはり同じ状況にあると思いますので、その学童クラブをどれぐらい利用しているのか、学童クラブが利用できないときにはどうなるのかということは、ぜひとも早目に教育委員会のほうから調査をかけてあげて、これも含めて待機児童であるということを逆に福祉保健部に打ち返していただかないと、この子供たちが宙ぶらりんになっている状況が出てきていると思いますので、ぜひとも今回の幼児教育振興プログラムに当たっては、この実態の把握をぜひ入れていただいて、それを反映するような幼児教育振興アクションプログラムにしていきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおり早急に調査をしてまいりたい。福祉保健部に提案するかどうか、打ち返すかどうかは検討させていただきたいと思います。

○仲村未央委員 その必要があると聞いていましたので、ぜひともよろしくお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 陳情第125号の全国学力・学習状況調査ですが、要旨の中に一部自治体では公表が行われ、学校現場ではさまざまな問題が起こっていると。今年度も鳥取県などでは結果公表をめぐってトラブルがあったという話ですが、その件について掌握している部分の説明できますか。

○仲村守和教育長 これまでも公表については申し上げておりますように、文部科学省は国の全体がわかるように、県としては、県の全体がわかるように公表しておりまして、市町村につきましては、過度な競争をあおるような形ではなく、学校の順位づけではなく、その市町村の特徴、課題をぜひ公表していただきたいと申し上げておりますが、今回の鳥取県のある市町村におきまして、学校ごとが公表されたということで新聞報道がございまして、それについて承知しております。

○佐喜真淳委員 問題というのは、公表に関してというだけのトラブルということだけですか。それ以外の例えば公表に関して、自治体、教育委員会内部で問題が発生したのかどうか。具体的にそういう事案があるのであれば、御説明

できますか。

○仲村守和教育長　そういうことについては、詳しいことは承知しておりません。

○佐喜真淳委員　これは鳥取県のトラブルですが、沖縄県においてはどうか。鳥取県のようにいろいろな問題が起こっているのか、県内の市町村の自治体、あるいは教育委員会で。

○仲村守和教育長　沖縄県におきましても幾つかの市町村が公表しておりますが、その公表につきましても県平均とどれぐらいの差があるのか、あるいは全国との差はどうなっているのか、特徴的なもの、そして課題、子供たちの意識の問題というものを公表しております、学校ごとの公表というのは県内ではやっておりません。

○佐喜真淳委員　公表は各市町村、あるいは教育委員会でやると思いますが、問題にしているのはトラブル、いわゆる問題が起こっているのかどうか、その件について。沖縄県下において、これが公表に関して問題視されているのかどうか、トラブルとなっているのかどうか、そういう事例があるのかどうか御説明ください。

○仲村守和教育長　トラブルとか問題となっているのはございません。

○佐喜真淳委員　処理方針に書かれていますが、教育長として2年連続で、本議会の一般質問、代表質問でも取り上げられていましたが、今一度、所見を今後の方針も含めて全国学力・学習状況調査の講評、今後の対策や進め方を含めてです。

○仲村守和教育長　昨年度に初めて43年ぶりに全国学力・学習状況調査が実施されまして、その公表が10月でしたので、それを受けて我々としては11月に検証改善委員会を立ち上げまして、その分析等を行ってまいりました。その中でやはり本県の子供たちの課題として、家庭学習に課題があるということ、基本的な生活習慣等にも大きな課題があるという課題が浮き彫りになりましたので、その検証改善委員会からの提言を受けまして、沖縄県としては学力向上のプログラムをつくりまして、家庭学習の手引きや確かな学力向上の支援プラン、

そして授業の実践事例集というのを検証改善委員会から提言を受けまして、これを3月から配布いたしまして、4月に学校で取り組みが始めたわけです。その最中の4月30日のテストですので。実際に去年、我々が課題としてとらえたのが学校で改善策、先生方は一生懸命なさっていますが、それが反映されないままの今回のテストだったわけですので。個人的には去年とほとんど変わらないという思いがございまして、去年と同じように全国の平均を下回るだろうという予測はしていたわけですので。それを受けまして我々としても、現在、学校現場では頑張っているわけですので。本会議でも答弁いたしました。4月から先生方が一声かけるだけで、最後まで粘り強く問題を解きなさいと、子供たちに話をしたというだけでも無回答率が2倍あったのが、1.3倍まで縮まっているとか、いろんな形で8教科のうちで6教科については全国との差が縮まってきたとか、いろんな面で改善の方向が見えますので。非常に沖縄県の子供たちというのは、いじめを絶対許さないという意識もありますし、本当に頑張ればこれが将来の勉強に役立つと思っておりますので、ぜひ伸ばして、一朝一夕にできるものではないと思っておりますので、皆さんの力も借りてやっていきたい。そして、達成度テスト等についても教育施策の検証委員会もつくっておりますので、これまでの達成度テストというのも活用の部分が足りなかったということで、B問題になるような活用の問題も取り入れながら達成度テストを到達度調査という形に変えていくとか、いろんな面で改善策を打ち出しております。そして4月1日から秋田県と教員の人事交流、交換もやっていきたいと秋田県の教育長に電話をいたしまして、ぜひ参考にさせていただきたいという話を申し上げたら、秋田県の教育長はどうぞ喜んでということでしたので、当初一人、一人ぐらいただたら大丈夫ですと言うので、これから作り込みをしますが、できれば小中学校のそれぞれ複数で秋田県に行ってもらって、秋田県の先生方が本県に来てもらってということで、何か活性化につながればいいかなといういろんなことを模索していきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 現場の先生方は、この全国学力・学習状況調査に関して問題とか、あるいは苦勞というものは聞いていますか。この調査に関してですが、先生方の話は。

○仲村守和教育長 義務教育課のほうが各現場に出向いて、いろんな状況等も聴取しておりますので、各学校独自の分析とか、そういうものやっぺいらっしやると聞いておりますので、我々としてはその詰め込み教育、全国学力・学習状況調査はすぐ上位に行かないといけないというスタンスで私は教育をやる

つもりはございませんので。やはりじっくりと子供たちのために教育というのをやっていきたいと思っておりますので、そういう面では学校としてもこれで大きな問題になったということは聞いておりません。

○佐喜真淳委員 テストが行われる日に先生がみずから、例えば言葉が悪いですが、成績が悪い子に対してその日は休んでいいとかという指示は具体的に聞いたことはないですか。

○仲村守和教育長 絶対に許していけないことですので、これは沖縄県ではないと思います。

○佐喜真淳委員 ぜひ、そのあたりもしっかりと、この2年は結果的には最下位になっておりますが、最下位だからといってその生徒に対してある種差別的なことがないようにしっかりと調査しながらやっていただきたいと思います。一般質問でも聞いたのですが、2学期制と3学期制が市町村によって分かれています。このしっかりとした分析はやったことがあるんですか。

○仲村守和教育長 委員から指摘がございまして、実際に広げてみてみました、学校ごとに2学期制、3学期制。本当に全国以上にとっている市町村の2学期制の学校もありますし、低いというばらつきがありましたので、一概に2学期制だから全国学力・学習状況調査がいいという判断はできないということで申し上げます。

○佐喜真淳委員 2学期制、3学期制は市町村で取り入れている部分があると思いますが、2学期制はどちらかというところ、特に中学生は少ないんですよね。そのあたりのテストに対する取り組み方とか、モチベーションの持ち方がテストに反映しているのかなということで一般質問でもやっているのですが、これからも追跡しながらやっていただきたいと要望しておきます。

次に、陳情第141号アメラジアンですが、設立趣旨、目的はどうなっていますか。

○仲村守和教育長 二重国籍の児童に対して、沖縄県で教育的な手だてを講じないといけないということでNPOでアメラジアンスクール沖縄でやっていたのを県としても応援をしている。それをきっかけとして不登校の施設について、当該校の籍を置いておけば、その施設で学んだことも出席扱いとして進級を認

めますと。そして高校受験もそういう形で出席扱いとして認められるという一つのきっかけになったものです。

○佐喜真淳委員 生徒は各学校に籍を置いている話がありましたが、教育委員会として、生徒が何名いるかわかりませんが、一番いい方向というのは各学校にいることなんですか。それで学ぶ、そこで問題の解決はどのような形で県の教育委員会は、所管の市町村の教育委員会と連携するとなっていますが、この目標、方針は、籍は各学校にあるわけですね。不登校か二重国籍の生徒がいる。この環境そのものもいいのか悪いかは別として、教育委員会としてはどのような方向が一番望ましいと思っておりますか。

○仲村守和教育長 教育長の立場ですので、当然に公の学校に籍を置いて、そこで勉強していただきたい。不登校についてもスクールカウンセラーとか、日本語の教師もつけてやっておりますので、必ずしも日本語がうまくできないのでなじめないということにならないように手だてしておりますので、できればその学校の該当校でぜひ勉強していただきたい。これは個人、親がそういう形でフリースクールのほうで学んで、実際に大丈夫だという選択については親、子供にありますので、それについてはどうという判断はできないと思います。

○佐喜真淳委員 なぜそういうことを聞くかということ、創立10周年で10年たっているわけですね。その当時、小学生、中学生だった方々も既に成人して、また新たに生徒が入学した。そうするとこの10年の間にある種一定の方向づけ、一定の横の連携、教育の環境づくりに関してもある程度の方向は持つべきだと思うんですね、結果としては。処理方針にあるのですが、要旨の中では沖縄県から派遣された日本語指導員による授業も含めるとあるのですが、沖縄県の派遣の先生が何名で、どういう立場でそこにいるのか。立場的にどういう立場なのか。

○仲村守和教育長 文化環境部から2人呼んで、教師として派遣しております。教育委員会として財政的な措置ができないものですから、これは文化環境部のかかわりとして派遣していると、教員免許を持っている方々です。

○佐喜真淳委員 10年たっています。当然に先ほどのやりとりの中である程度の中身は理解しているのですが、この件に関して最後ですが、所管の市町村教育委員会と連携して、実態を掌握しながら支援に努めるとの方針ですが、所管

というのは宜野湾市ですが、どう今日までアメリジアンスクールの支援体制、今後に向けて所管の教育委員会、市町村でもいいですが、持っていくつもりなのか。具体的に書かれていないのですが、どういう方向性でやるつもりなのか、その方法だけ聞かせてください。

○仲村守和教育長 NPOに関しては、教育委員会で財政的な支援というのは非常に難しい状況が以前からありまして、それについては宜野湾市の教育委員会が施設の提供をやっていただいて、日本語教師については文化環境部が派遣していくと、我々教育委員会としては今いる先生方の研修について、該当校に行っていて校内研修、あるいは授業参観とか研究授業を見ていただくということでの先生方への支援、そしてもし不登校の子供が戻ってきたときにきちり手だてができるようにフォローしましょうということがかかわっているわけです。

○佐喜真淳委員 文化環境部が派遣していかどうかという問題もあるのですが、やはり教育の現場ですのでしっかりと教育委員会が所管の教育委員会と連携を取りながら、何名いるかは把握していませんよね。

○山中久司義務教育課長 宜野湾市の資料によりますと、平成19年5月1日現在でアメリジアンスクールの在籍は72名となっております。そのうち日本、米国の二重国籍を持った方が48名、日本国籍のみの方が13名、米国籍が6名、その他が5名の計72名の方が在籍していると宜野湾市のほうから報告を受けております。

○佐喜真淳委員 72名の学生がいるということですので、沖縄県も指導員を派遣しているということからすると、やはり踏み込んでこの問題の解決に向けて取り組んでいって、いい方向で所管の教育委員会と調整していただきたいと要望しておきます。

あと陳情第142号のヤエヤマハマゴウですが、過去にこういう事件はあったのですか。こういう天然記念物を伐採、生き物、植物を含めてですが、過去にあったのですか。

○仲村守和教育長 過去に何件か記憶がございます。二、三件はあるかと思えます。

○佐喜真淳委員　今回はこういう処理方針になっていますが、過去の処理方針も大体似たような形ですか。

○仲村守和教育長　先ほど申し上げましたが、教育委員会としては刑事告発をこれまでやったことはございません。

○佐喜真淳委員　私はしっかりと対応すべきだと思います。非常に残念でならない結果だと思うんですね。ただ、教育委員会がしっかりとした方針の中で、今後こういう問題が発生しないように、起こらないようにどういう対応をするかというのが大切だと思うのですが、ここには10年、20年かけて育てると。普通であれば契約、覚書をやっていると思いますが、口約束だけでそういうことはやっていないだろうと思いますが、どうですか。

○千木良芳範文化課長　先ほど業者のほうから填末書を出してもらったと言いましたが、その中に明記しております。業者のほうから時間をかけてでもいいから育てると。

○佐喜真淳委員　期間を決めてやっているのか、それとも時間というのは漠然とした時間なのか。過去に何件あるかと聞いたのもそこなんですけど、こういうことが二度と起こっていけないということで処理方針をやっているつもりだと思いますが、相手がいることですから刑事告発はしないと言っても、しっかりとこういうことが起こらないように、あるいは責任をしっかりと全うできるように期間設定とか、あるいはしっかりとした1年越しの報告が必要だと私は見ているのですが、覚書とかいろんなものが処理方針を見てもわからないものから確認しているわけです。期間など、業者にどういうことを教育委員会として要望したか。そのあたりを具体的に説明できますか。

○千木良芳範文化課長　教育委員会から業者へ要望をしたのは、とにかく元に戻してくれということです。ですから、今から木を植えて、元の大きさになるまで育ててもらおうのですが、木の育ち具合がよくわかりませんから期間の設定が打てないという形にしています。当然に、これから竹富町の教育委員会と共同して、その業者との指導をやっていきますので、その中で定期的な報告等は受けていこうと考えています。

○佐喜真淳委員　ぜひ、積極的に、もうちょっと強気に、業者もある意味反省

もしているだろうし、おろそかにしないと思うのですが、事業者は生き物ですから経済の動向によっては撤退も考えられる部分で、この問題の責任追及がどこまでできるかと、やはり覚書とかしっかりとした形で残しておいたほうがいいのかと。期限も打たない、10年、20年と漠然として期限ではなく、もっとしっかりと教育委員会のスタンスを見せたほうが、これは要望として私は終わります。

○仲村守和教育長 佐喜真委員から要望がありましたので、期限とか、我々は同じ高さになるまでという期限を打っていませんが、これについてはもう少し踏み込んで業者と詰めていきたいと思います。

○佐喜真淳委員 ぜひ、主体性を持ってやっていただければ、これからこういう問題が起こらないように、いわゆる認知ですよ。他の方々に対して、天然記念物をしっかり守るという環境づくりは必要だと思いますので、ぜひ主体性を持ってやっていただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情第123号についてお伺いをしたいと思うのですが、要旨については3つほど挙げていますが、その3つについてお伺いをしたいと思っています。陳情処理方針について、12月には結果を公表する予定だということですが、その実態調査を8月に行ったということですが、調査項目や調査がどのような形でなされていったのか。学校にどういう形で経由して職員のアンケート調査をしたのか、どれぐらいの期間を設けて調査をしたのかお伺いしたいと思います。

○喜納真正県立学校教育課長 本県の教職員の勤務実態調査を7月中旬ごろ、教職員にとっては一番忙しい学期末になります。その時期に幾つかの記録を先生方に残していただいて、例えば何時間ぐらい残業をしたとか、稼業期間中の調査はなかなか厳しいものがあつたものですから、夏休み期間中に書いてもらうということで実際のアンケート調査は夏休み期間中にやっております。8月30日までにすべての学校から報告が来ているという状況です。調査項目は25項目でトータルで1万3000人程度の教職員が対象になっている状況です。主な内容ですが、勤務時間内の業務の中で特に時間を割いているのはどういうものが

あるとか、勤務時間外に行っている業務にはどういうものがあるとか、勤務時間外に勤務した時間がどの程度あるかという内容です。

○奥平一夫委員 実態調査については、4年ほど前から私も現場の実態をぜひ調査していただきたいということで一般質問等で要請していたのですが、昨年の9月にもそういうことでやりましょうという話で、あれからちょうど1年になって初めていよいよ調査しだした。この1年間の空白というのは何か理由があるのでしょうか。

○仲村守和教育長 実は平成18年度に文部科学省が調査をしております、我々としては文部科学省が調査した結果をもらえんと思っていたのですが、文部科学省は各教育委員会に資料提供はしないということになりまして、それから自前でやろうということになって、平成20年度実施になったわけです。

○奥平一夫委員 遅ればせながらということで、こうして実態調査をしていたで非常に感謝をしているのですが、どういう分析結果が出るか私の予想はつきませんが。この集計を分析するについて委員会だけですか、それとも他の有識者も交えて、あるいは保護者、組合関係などの皆さんも入れて分析調査をするのか、どういう形で分析調査をするのか、その辺の姿勢をお伺いしたいと思います。

○仲村守和教育長 集計については、県立学校教育課のほうで集計作業をしております、これは個人情報に係るセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の調査項目もありますので、その中でいろいろ学校現場の話が出てきますので、それについては県立学校教育課の担当のほうで調査をして、集計をし、分析までやってもらおうと思っています。

○奥平一夫委員 項目の中にセクシャルハラスメントもパワーハラスメントも調査に入っているということですが、非常に個人情報にかかわることだし、ましてや校長、上司を通して回収されていくわけですよ。どういう形で回収していますか。

○喜納真正県立学校教育課長 特に校長、教頭ということではなく、どなたがどうというのはわからないと思います。アンケート用紙を各自記入しましたら、そこに入れるという手法をとっていると思います。

○奥平一夫委員 それが上司を通して回収されるという話になりますと、特にパワーハラスメントも問題がチェックされますので、なかなか本音が書けないことになるのではないかと思ってお聞きしたのですが、それで1万3000人を対象にして行ったといいますが、これは全職員で1万3000人ですか。100%が調査対象になったのでしょうか。回収率が100%なんですか。

○喜納真正県立学校教育課長 対象は全職員なんですが、実は回収率が何名と掌握してなく、数字は申し上げられません。

○奥平一夫委員 現場によってアンケート調査が徹底されていないと、現場の実情が浮かび上がってこないというのがあるんですね。そういう意味では、もし漏れがあるようでしたら未調査の方に対して調査をするということを徹底して100%調査、アンケート回収という形でできませんか。

○喜納真正県立学校教育課長 100%の実施というのは、できればその方向で目指したいのですが、たまたまその時期に休んでいる方々とか、そういう方々もいてなかなか100%までは難しい。ただ、先ほど申し上げましたように具体的な数字は出してないのですが、回収状況を見ましたらかなりの数が回収されていると認識しております。

○奥平一夫委員 非常に気になるのは病気で休職されている先生方、むしろこの方々にも積極的にアンケートをとることはなさったのでしょうか。休職中ですからいろいろと個人的な事情もありますでしょうが、やはり勤務実態調査で病気休職しているという、なぜしているかということでは一番回答、それで非常にわかりやすい対象者ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 病気休職者の方にこういうアンケート調査をするということが難しいところがございます、こちらのほうから積極的に呼びかけてやっている状況ではありません。

○奥平一夫委員 これについては、これくらいにしたいと思うのですが、少なくとも集計、分析ということについては、やはり私が先ほどお願いしたような形で、本当は外部の方を入れて客観的に分析したほうがいいのではないかと思いますので、そのことについても検討いただきたいと思います。

次は、労働安全衛生委員会についてお伺いしたいと思うんですが、その設置を求めることについて。そもそも労働安全衛生委員会というのはどういうためにあるのでしょうか、この認識をお伺いしたいと思います。

○新里修福利課長 労働安全衛生法では、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、安全衛生管理に対する責任体制の明確化及び自主的活動の促進を図ることにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的と規定されております。

○奥平一夫委員 その労働安全衛生委員会が設置されていない県内の学校がどれぐらいありますか。

○仲村守和教育長 11校、小・中学校ありまして、その3校は設置されると、50名以上の職員です。

○奥平一夫委員 その労働安全衛生委員会の構成員はどういう方々で構成しているのでしょうか。

○新里修福利課長 県立学校の労働安全衛生管理規程では9名と規定されておりまして、そのうち過半数を職員団体を代表するもの、これがない場合には職員を代表するものとなっております。

○奥平一夫委員 義務教育ではどうなっていますか。

○新里修福利課長 小中学校につきましては、ただ今、教育長のほうからありましたとおり、労働安全衛生法では人数は労働安全衛生委員会とありますが、半数は必ずしもそういうことで職員団体の代表を入れると法律ではなっているということです。

○奥平一夫委員 これは委員長、副委員長という形で構成されていくわけですか。

○新里修福利課長 安全衛生責任者は校長になると思いますが、その他衛生管理者は資格を持ったものですが、これは50名以上の場合です。あとは産業医などがメンバーになっていくかと思います。

○奥平一夫委員 小中高校で労働安全衛生委員会が8校は未設置校だと先ほど仲村教育長がおっしゃったと思いますが、その8校はなぜ設置できない理由について調べたのですか。

○新里修福利課長 この8校というのは50名以上の常時働く職員がいる学校が小中学校で11校ということで、そのうち3校に50名以上の学校に労働安全衛生委員会が設置をされているということで、残りの学校につきましては設置されてないということです。

○仲村守和教育長 理由につきましては、やはりまだ市町村の教育委員会に理解がされていないということで、市町村の担当者にも話し合いをしたり、あるいは市町村ごとに規程をぜひ設けていただきたいという話し合いもしていますのでそういう理解を得て、去年までゼロでしたが3校設置ができたということでは前進だと思っております。

○奥平一夫委員 これは法律で義務づけられているものですよ。これについて仲村教育長はコメントはありますか。

○仲村守和教育長 法律で義務づけられていますので、ぜひとも設置をしていただきたいということですね。これは強く我々としても指導をしているところでありまして、50名以下についても衛生推進者をぜひ置いていただきたいということで、職員の労働環境をきっちりやっていただきたいということで、市町村にもこれからもお願いしていきたい。指導もしてまいりたいと思っております。

○奥平一夫委員 これはどうしてもこの体制をきちんとつくり上げるために、どうしても仲村教育長の指導、県の指導というのが非常に必要になってくると思います。そういう意味では、あと1年以内ぐらいで頑張ってみるかという決意をお伺いしたいんですよ、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 去年から頑張ろうということで、担当課長を市町村に派遣して直接お尋ねをして、その11校の市町村についてですね。かなりやってきたわけで、それが功を奏して3校できたわけですので、これについてはぜひとも法律事項でもありますので、認識をしていただいて、ぜひ置いていただくとい

うことは強く進めていきたいと思えます。

○奥平一夫委員 その委員会が設置できない各市町村の理由、何か言い分をお聞きになっていますか。なぜ設置できないのか、いろんな話し合いの中で何かデメリットでもあるのでしょうか。

○新里修福利課長 特にデメリットがあるということではないですが、やはり周知が不十分だということで、その周知についてこれからもっと指導、助言をしていきたいということで、周知のほうが大きな問題だと思います。

○奥平一夫委員 周知の大きな理由だというと、これは県教育委員会の責任が大きいということになりませんか。

○岩井健一管理統括監 労働安全体制の整備につきましては、基本的には監督機関が市町村の首長ということで、市町村内部でも一つは首長の指導、監督機関としての理解というものと、それから学校現場等における職員の健康保持の増進とか、環境整備についての理解がまだまだ法の趣旨がどれだけ周知されているかということにつきましては、まだまだ不十分な面があると思っておりますので、今後とも市町村に対しては労働安全衛生体制の整備に向けて助言してまいりたいということで、担当課長を筆頭に市町村にまいりましてお願いしてまいりたいと考えております。

○奥平一夫委員 労働安全衛生委員会、あるいは仲村教育長の頑張りを期待したいと思います。ぜひあと1年で解消してください。よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、学校現場におけるメンタルヘルスの問題について少しお伺ひをしたいと思います。処理方針の中で教育委員会としては、メンタルヘルスの研修会を実施したり、医師による健康相談などの相談事業に取り組んでいるという処理方針がありますが、具体的にこの研修会等、例えば昨年何度ぐらいこの研修会をやったのか、あるいは医師による健康相談はどれぐらいの職員の方が相談したのか、そういう実績などがありましたた御報告いただけませんか。

○新里修福利課長 メンタルヘルスの相談事業につきましては、過去5年間の説明をしてみたいと思えます。平成14年度から人数にして72人、件数は92件、平成15年度が262人で、350件、平成16年度は151人で、191件、平成17年度は

208人で、258件、平成18年度が290人で、362件、平成19年度が366人、380件のメンタルヘルスの相談が行われております。

○奥平一夫委員 研修会は全職員を対象にされているのか。どういう形で研修会をして、何度行われましたか。

○新里修福利課長 平成19年度のメンタルヘルス講演会並びに研修会ですが、延べ867人の職員が受けております。合計15回行われておりまして、その研修名は小中学校の校長研修会、あるいは教頭研修会、10年経験者研修、初任者研修等々、15年経験研修などを重点的にやっております。

○奥平一夫委員 この5年間の病気休職者の推移、精神疾患による休職者の推移、5年間でいいですので、データをすぐ出せると思いますので、それを少し確認したいと思います。もしよければ年代別で、どうも若い先生方がかなりまわっているという話も聞くものですから、年代別、あるいは男女別でもしその調査をなさっているのであれば、それをちょっと教えてください。

○喜納真正県立学校教育課長 病気休職者の中で精神性疾患は、平成14年度が82名、平成15年度が99名、平成16年度が94名、平成17年度が119名、平成18年度が150名でございます。なお、年齢別についてはまだ詳しく調査をしておりません。

○奥平一夫委員 私が聞いた話では、かなり若い先生方が相当悩んでいると聞くものですから、年代別もよければ調査をしておいていただきませんか。

○喜納真正県立学校教育課長 大変失礼いたしました。平成18年度のデータでよろしいでしょうか。20代の割合が1.17%、30代が1.30%、40代が1.54%、50代以上が0.84%でございます。

○奥平一夫委員 これは全職員に対してですか。それとも精神疾患で病気休職している先生のうちですか。

○喜納真正県立学校教育課長 20代の職員の中の何名という数です。

○奥平一夫委員 わかりました。それでは質疑を変えます。例えば、精神疾患で休職している先生で、平成19年度の1年間で継続してずっと休職している先生がいますね。その年に新しく新規の休職者の先生がいる。その割合というのは、二、三年間ぐらいで出せますか。例えば、平成18年度に150名の方が休職しているけれども、その中で新規の方が何名かというのがわかれば、継続で休んでいる方の数が出ますよね、新たに休職した先生の数は。

○喜納真正県立学校教育課長 平成18年度の小中学校における新規の休職者は96名であります。県立学校は23名です。

○奥平一夫委員 と言いますと、平成18年度の新規で精神疾患で休んだ先生が119名もいらっしゃるということですか。

○喜納真正県立学校教育課長 はい、そのとおりです。

○奥平一夫委員 かなり多いですね。ほぼ120名ほどの先生が新しく精神疾患で休職をしていると理解してよろしいでしょうか。

○喜納真正県立学校教育課長 大変申し訳ございません。先ほど小中高校で96名でございます。

○仲村守和教育長 新規に96名が実際に新しく精神疾患になられた先生方がいますが、残り150名余りは2年目に入るといの方もいまして、全体的に150名ぐらいで推移しておりますので、その方々はまた復職している。ずっと引きずっていけば、これはどんどんふえてくるわけですが、やはり1年間休んだ後で復職していくということで、数的には例えば150名ぐらいで推移していると理解いただきたいと思います。

○奥平一夫委員 150名ぐらい継続して休んでいる先生がいる。この精神疾患で休んでいる先生方の復職率はどれぐらいですか、平成18年度で構いません。

○喜納真正県立学校教育課長 具体的な数字は手元にありませんが、病気休職の中で精神性疾患で復職しなかったという事例はこれまで聞いたことはないです。

○奥平一夫委員 ちょっと変えますが、その継続して休んでいた先生の中で復帰をして、さらにこの方が再度休職したり、あるいは退職せざるを得なかったという方は、平成18年度の実績でいいのですがわかりますか。

○喜納真正県立学校教育課長 それが理由で退職というのは、先ほど申し上げましたように聞いたことはありませんが、一たん復職をして、それから何カ月か後に休職をするという方々は先ほどの数字の中では新規の中にカウントされていると思います。例えば4月に復職しました、その方は完全にリセットされますので、3カ月後の7月から休職に入った場合には新しくというカウントになってしまうと。

○奥平一夫委員 いわゆる二、三回と新規で休職する方のデータはとっているのですか。

○喜納真正県立学校教育課長 具体的に何回休職に入ったというデータはございません。

○奥平一夫委員 なぜしつこく聞くかということ、精神性疾患で休職される先生方は長期にわたり休職をする。ところがなかなか復帰も難しい。復帰するけれども数カ月以内にまた休職するという、しまいには退職される先生がいないとおっしゃったけれども、私が聞いた話でそれでやめた先生もいらっしゃるという話も実際に聞いているのですが、そういうことをなかなか関知していかない現状があるのではないかと。実は皆さんの答弁の中から少し出せればと思って今お話を聞いているのですが。つまり復帰するための教育委員会、学校内部での復帰へのプログラム体制がしっかりしていないのではないかと思うんですね。これは何年前からそのことについて教育長にも質疑を行ってきたのですが、経緯を見るとどんどんひどくなっている。そういう意味では非常に緊急事態だと私は思うんです。実際に現場の先生方から聞いても、本当に若い先生がうつ状態になっているという方が何名も自分の周りになると。この話を聞くにつれて、本当に人材の消失ではないかと。なぜ、もっときちんと手だてをしてあげられないのかと思うわけです。ですから、精神性疾患で休職されている先生方をどう復帰させていくかというプログラム体制、支援体制を何年も口酸っぱくして言ってきたつもりですが、この辺について仲村教育長の見解を伺いたいと思います。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおりでありまして、教育委員会として復職プログラムをずっと研究しているところでありますので、4月1日とかに復職して、また病気になる先生方もいらっしゃるということですので、何カ月か前に出ていただくとか、そのときに補充をどうするか、少し検討する余地がありますので、そういうのを踏まえながら復職プログラムを検討しているところでありますので、早急にまとめて提案していきたいと思っております。

○奥平一夫委員 これは何年も前にもお聞きした答弁だと思いますが、実際に本当に実行にしていくという仲村教育長の姿勢は非常に大事だと思います。それも実行可能なプログラムをきちんとつくって、校長などの管理職の皆さんにも徹底していかない限り、この現状は継続、上昇していく気がしてならないんですね。これは何とかとめなければならぬと思っています。一番目に戻りますが、学校現場の多忙化、実態をしっかりと把握して、多忙化であるのか、ないのか。皆さんは、なかなか多忙化だとおっしゃらないけれども、先生方は余りにも忙しくて、そういうところに追い込まれていっている。そういうサポート体制がなかなかできていないというところがあって、先生方が追い込まれていく。勤務評価の問題もありますが、そういうことをぜひ具体的に解消していく方法を、仲村教育長が率先してやりますと、今年度内に復帰プログラム、支援体制をつくりますという答弁はできませんか。

○仲村守和教育長 これは知事部局との調整もありますので、鋭意努力することによって御理解いただきたいと思っております。教育委員会として案はつくっているということで、調整に入っているということで、補充や定数の件を知事部と調整をしないといけない事案がありそれで今出ていませんので、これについては努力をしてまいりたいと思っております。

○奥平一夫委員 仲村教育長の力強い御意見が伺えたので、我々委員会のメンバーもしっかり応援してまいりますので、この件については本当に積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 2つの陳情について教えてください。まず陳情第112号の友愛スポーツセンター跡利用に関する陳情ですが、この沖縄・兵庫友愛スポーツセ

ンターは30年余り、県民、市民にスポーツ振興、レクレーション活動に利用させていただいたのですが、これは文字通り兵庫県の皆さんが当時2億円の募金を出していただいて建設されたのですが、跡地利用ということで私は関心を持って見ているのですが、県はこの老朽化した建物を壊して、その後どうされるのか全く検討されていないのですか。

○仲村守和教育長 今年度中に撤去しますので、更地にして、その一角にモニュメントをつくるということで、この除幕式には兵庫県からも三役がいらっしゃるということで、また兵庫県では募金活動で兵庫県の県木の楠を沖縄県に寄贈するというので募金活動を兵庫県で始めているようでして、その一角にはモニュメントをつくと。その他については、公園を担当している部局との調整に入ると思います。

○上原章委員 兵庫県には沖縄県出身の方も多いと聞いておりますが、今回この陳情の皆さんは兵庫県のテニス関係者からも7つのテニスコートをという依頼なんです、皆さんはこの処理方針では、今あるテニスコートで当面は整備していくという答えですが、私としてはこの沖縄・兵庫友愛スポーツセンターが毎年相当の方々を利用してきて、そこが今後どういう形で市民、県民のスポーツの拠点として生まれ変わるだろうという期待の声が多いんですね。そういう意味では、この今回の陳情も含めて、ぜひ跡地利用を今後兵庫県の友愛の象徴を引き続き継承していけるように、そしてまたスポーツの拠点として市民、県民が利用できるような跡地利用をぜひしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○仲村守和教育長 おっしゃるとおり沖縄・兵庫友愛スポーツセンターは、沖縄県が体育館のない時代から33年間にわたり利用されてきました。それについては、私は去年10月に兵庫県へ行き、お礼を申し上げておきました。そういうことで今後も兵庫県としてはぜひ何か兵庫県の寄贈があったことを残してほしいと。今、兵庫県の修学旅行生はそこを通過して、これは兵庫県が寄贈した体育館だと今でも紹介しているようです。そういうこともあるものですから、我々としてはモニュメントをしっかりと置いて、そういうスポーツ施設等についても公園の管理は土木建築部が事務局ですので、そことの調整になろうかと思っております。

○上原章委員 これまでの施設は、宿泊施設も兼ね備えていて、非常に多くの

方々が、それに那覇市にも卓球場など子供も大人も気軽に使用していたわけですね。ただ、昭和50年に兵庫県の皆さんがこうやって沖縄県のスポーツ振興のために建設していただいたというのは、なかなか沖縄県民の皆さんはそういうのもあったというの知らない人が結構多いということも聞いておりました、こういった友愛の施設はもともと県民、市民にも知らせていってほしかったと。今からでもこういう施設は、本当に大事にしていきたいと思っています。急に駐車場になりましたということがないように、ないと思いますが、しっかりとその辺の意義をとめる。本当に奥武山公園は、那覇市もそうですが県民に非常に大事な公園施設ですので、その辺も含めて検討をお願いしたいと思っております。

もう一点ですが、何名かの委員が質疑しておりましたが、陳情第141号のアメラジアンスクールの支援に関する陳情ですが、先ほど仲村教育長は沖縄に生活している子供は1人ももれなく教育を受ける権利があるという話がありました。そこで処理方針の中に学籍校における日本語指導の充実やスクールカウンセラーの活用等の条件整備に努めておりますと。実は、このアメラジアンスクールだけでなく、義務教育で学籍校で出席扱いということで配慮していると聞いておりますが、この出席扱いの形は各現場によってまちまちだと聞いているんです。例えば学んでいることに対する反映の仕方などガイドラインがないらしくて、この辺は各学校現場の校長の裁量に任した形になっているのか、こういう形でしかできないものなのか、教えてください。

○山中久司義務教育課長 学校外の民間施設で相談指導を受けている児童生徒への対応ということで、文部科学省のほうから平成11年度に通知がありまして、それに基づいてガイドラインはつくられております。出席扱いの要件としては、保護者と学籍校との間に十分な連携、協力が持たれている。そして民間施設における指導が、児童生徒の自立を助けていると。つまり、民間施設に通うことで学籍校へ復帰に有効であるという条件にして、出席扱いを校長が判断するという形で各学校には通知されております。

○上原章委員 那覇市にも福祉施設や障害者が入学しているような学校もありまして、その園長と学校と出席扱いをする、しない、また成績に対してこういった学習をしていますというやりとりをする中で、学校によっては非常にそれを尊重している校長もいれば、なかなかそういう判断ができないようなときもあるそうなんです。そういう意味では、このアメラジアンスクールに通っている子供たちも、出席扱いはそれはそれで非常に大事なことです、そういっ

た中でどう学んでいるか、正当に成績をしっかりとつけてもらえるという仕組みは、教育委員会としても先ほどの教育権、学習権という意味では大事にしないといけないと思いますがどうですか。

○仲村守和教育長 実際にアメラジアンスクールから高校に入っている生徒は何名もいて、卒業していますが、この子たちは自己申告書、内申書でこういう形でやっていますということで、高校入試のときは成績だけではなく、そういう本人の不登校などの扱いでもって、合格を許可したり、そういうことでやっておりますので、必ずしもフリースクールでの点数がそのまま直接入試に反映されるということでもございません。

○上原章委員 それはわかります。本当にそういった出席扱い、成績を正に評価をする学校現場の理解度をしっかりと教育委員会としては、しっかり確認していただきたいと。そういう意味で、この3番の今後の県による公的支援のあり方、保護者やアメラジアンスクールの関係者と面談し、ヒアリングを行う、その窓口をぜひ県の中にとめてほしい。相談したいときに、相談できる県教育委員会の窓口があれば助かると。こういった現場で起きていることが、しっかり県へ届けたいというのが関係者の方々にはあるんですね。先ほど日本語指導は別の部局が派遣しているというわけですが、教育権、学習権は、子供たちのこれを守る意味で、そういった相談、意見交換ができる窓口を教育委員会の中にぜひつくる必要があると思いますが、仲村教育長はどうですか。

○仲村守和教育長 現在、所管しているのは市町村教育委員会ですので、小中学生ですので、県でそういう施設を指導などは、これは公の施設の管轄外でありますので、それはできませんけれども、市町村の教育委員会に上がってきた保護者の方々の悩み、相談等があれば、これは教育委員会の義務教育課のほうに上げていただければ、そこでいろんな話し合いはできるかと思います。窓口として教育委員会にすぐ設置することは難しいと思っております。市町村にあると思います。

○上原章委員 その形でもいいですので、このアメラジアンスクールのケースであれば宜野湾市になると思います。宜野湾市と宜野湾市教育委員会、また県としっかりと連携をとる形をぜひつくっていただきたいと要望いたしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 陳情第123号についてお尋ねします。先ほど常時150名前後の精神性疾患の教師がいるとありましたが、このカウントされるのは90日以上の人たちにとってのカウントですよね。それでは90日以内の休暇で消化している人たちがどれぐらいいるのか教えてください。

○仲村守和教育長 渡嘉敷委員がおっしゃるように90日以上はカウントできますが、これは年休、病気休暇で精神性疾患というのは調査は難しいという状況でありまして、県立だけはあるようですがよろしいですか。

○喜納真正県立学校教育課長 渡嘉敷委員がおっしゃる病気休暇ということまで理解してよろしいでしょうか。平成17年度が県立関係で33名、平成18年度が37名です。

○渡嘉敷喜代子委員 小中学校については把握していないわけですか。やはり1カ月以上3カ月未満までは病気休暇としての届け出がありますよね。そういうことでカウントできないのかと思いますが。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員より渡嘉敷喜代子委員の質疑に対する答弁の資料を後ほど届けたいとの申し入れがある。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 1カ月以上3カ月未満まで休みますね。その人たちが学校に復帰しますよね。復帰して、どれぐらいの期間で長期休暇、今言う90日以上がすぐカウントされるわけですよね。3カ月休んで復帰して、次にまた休むときには90日以上として扱われるわけですよね。その人たちが復帰して、どれだけの期間で病気休暇に入るのかわかりますか。

○岩井健一管理統括監 一般的には病気休暇を90日としています。そして病気

休暇明けで出てきて、次の病気休暇がとれるかという話になりますと、同一疾病の場合は一般的に3カ月を経過しないと病気休暇はとれないという扱いです。

○渡嘉敷喜代子委員 病気休暇の期間というのは、3カ月以上はとれないということになっているわけでしょう。

○岩井健一管理統括監 休暇としては病気休暇は90日までです。

○渡嘉敷喜代子委員 その90日間休んで、学校に復帰しますね。復帰して、また同じ疾病で休むときには長期休暇の病気休暇として扱われますよね。そこに入る期間はどれぐらいで病気するのか。

○岩井健一管理統括監 復職して、どれぐらい経ってまた同じような疾病になるかは個人のいろいろな事情があって、状況が違いますので、一概には言えませんが、ただ病気休暇をとって、一たん復職して再度病気休暇ということになると90日過ぎないと一般的にはとれませんので、90日を超えないままに同一疾病で休むとなると、これは休職扱いになります。

○渡嘉敷喜代子委員 その休職扱いになる人がどれぐらいで、また休職するのか、どれぐらいの期間かということですが、私が聞きたいのは、3カ月休暇をとって学校へ復帰したけれども、そこでどういう対応がなされていたのかということなんです。それができなくて、また休暇扱いになるかということを知りたいわけです。どういう対応をしてきたのか、学校として。

○喜納真正県立学校教育課長 病気休暇を終えて、病気が回復して職場へ戻ります。当然に原因となった病気が治って復帰するわけですから、制度的に特別というのはないのですが、実際に学校現場ではそういう病み上がりの方につきましては、負担を軽減したり、校務分掌—学校内の仕事の分掌ですが、それを配慮したり、そういうことは運用上学校ではやっております。

○渡嘉敷喜代子委員 私はそれが聞きたかったんです。どういう対応を一仕方をしているのかということですよ。県庁の場合は、お互いグループで働いておりますので、フォローの仕方もあると思いますが、学校現場においては他人でしょう。そして1人で頑張らないといけないという状況があって、また同じ

病気が再発して、休暇に入るといふことが多いのではないかという思いで、じゃあ学校のほうではこれに対してどういう対応の仕方をしているのだろうかとお尋ねしたかったんです。その件は大丈夫ですか、しっかりやっていますか。自信を持ってお答えできますか。

○喜納真正県立学校教育課長 先ほどと同じ答弁になってしまうのですが、病気休暇をもらって職場に復帰するというのは基本的に病気が治っているという前提であります。ただ、復帰してすぐにといふわけにはいかないところがあるものですから、学校の中では、例えば分掌を配慮したり、何か行事がある場合には重いものは外すとかという配慮はなされているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 しっかりとやられているものと理解して次に入りたいと思います。そのあたりのほうが大切だと思います。精神的な病というのは、これは個人情報のことと言えないと言いますが、精神的なもので休んでいるということは学校にとってもわかるわけですから、それが復帰したときにどうフォローしていったか、再発が出ないようにお互いにカバーできる部分があったのかどうか大切だと思いますので、そのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは陳情第124号についてお尋ねしますが、処理方針の2番目を見て大変な驚きがあります。30人学級制度設計検討委員会において、定数や財政の状況、実務的な課題を検討するということで庁内で会議をやるということで、非公開にするということ、なぜここまでこういうことをやらないといけないうかという思いがするのですが。いつかの仲村教育長の答弁の中でもこのことについて非公開とすると言っていますが、幾ら財政状況があつたにしても、この陳情にあるように職場の教職員の代表を、やはり現場の声を聞くということも大切なことでもあるし、専門的な部外者を入れるということが大切ではないかという思いがするんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○仲村守和教育長 これは実務的な検討委員会ですので、予算面、定数は文部科学省とのやり合い、施設に関しては市町村との話し合い、どこまで整備するのかそういう打合せなどということで、これについては実務的に、事務的に庁内でさせていただきたいということです。

○渡嘉敷喜代子委員 今年度に30人学級を実施しましたが、この件については仲村教育長は定数の範囲内でやりますということでやったという報告がありま

したが、この定数内の枠内というのは国庫補助になっているわけですか。

○仲村守和教育長 国から定数の措置を受けております。

○渡嘉敷喜代子委員 国庫補助で対応してきたということですが、1番のほうで加配定数というのは臨時職員で対応しているんですか。

○仲村守和教育長 国の加配定数というのは、本務で少人数の学級の指導、あるいは我々がやっている習熟度、そのための定数ですので、今604名の加配定数が今年ありましたので、それを受けてやっているということです。

○渡嘉敷喜代子委員 604名加配されたということですが、これは正規職員ですか、それとも臨時職員ですか。

○仲村守和教育長 指導方法の工夫、改善の定数として604名いただいておりますので、これを配置して、30人学級の全部が本務かどうかというのはよくわからないわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 この加配については、加配の目的があるわけですね。そして、授業改善のための少人数の指導、生徒指導、教育相談など研究校に配置していくということですが、この加配された職員が臨時職員ですかということを知っているわけです。

○仲村守和教育長 国からもらった加配定数は本務か臨時職員か、あるいは使い方については総合的に判断しておりますので、学級担任を本務で充てるか、臨時職員で充てるかについても学校長の判断にゆだねるという取り扱いにしております。

○渡嘉敷喜代子委員 国の国庫補助で負担されるわけだから、これを申請しますよね、今年度はどれだけの教員がほしいということで。それを申請したときに、ほとんど認められていますか。

○仲村守和教育長 本年度については、去年認めていただきましたが、来年度の定数についてはこれからです。

○渡嘉敷喜代子委員 この申請をして、国から認められるまでというのは、大体どのあたりでその結果がわかるのでしょうか。年内でわかるのか、年度内なのか。

○仲村守和教育長 これは来年2月から3月にかけてです。

○渡嘉敷喜代子委員 今年度に30人以下学級を設置したときに、新学期が始まるぎりぎりまで申請しなさいという連絡が教育委員会からなかったということで、それに対応できなかったという状況もあるわけですよ。ですから、そのあたりを大体去年もれた学校については、わかっているわけですよ、その学校数についても。あるいは、もうちょっと努力すれば可能性としてある学校もあるわけですよ。そのあたりを早目に学校へ連絡して、そのことに取り組むようにという連絡はできますよね。

○仲村守和教育長 去年で実態をつかんでおりますので、施設面などそういう解決次第で30人以下学級に入っていけると思います。

○渡嘉敷喜代子委員 確認しますが、今回も30人以下学級については加配でやる予定ですよ。

○仲村守和教育長 本会議でも答弁いたしましたように、国庫の加配定数で措置したいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 今年度も来年度についても、国庫の加配の定数の枠内でやるということですから、この件についてはどれだけの加配の教師がとれるかわかりませんが、本当に県の財政で取り組んでいける部分もあるんじゃないのかと。全く県はそれを出していないという状況にあるわけですから、そのあたりはどうなんですか。

○仲村守和教育長 財政負担をですね、すべての一、二年生で実施したとしても128人増で約8億円、1年生だけであれば約4億円ぐらいの財政負担ということになるわけですので、現在の本県の財政状況からしますと、本県の予算で対応するのは非常に難しいだろうということですので、国庫加配定数というのは効果的に活用したいと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 国庫を効果的に利用したいということであれば、もっと積極的にそれを取り組んで、少なくとも小学校だけでも。これは知事の公約でもありますから6年生までしっかりとっていくことも大切だと思いますが、そのあたりはどうなのでしょう、可能性として。

○仲村守和教育長 教育委員会として、まず小学校のスタートであります1年生から実施をしたいということでやっているわけでありまして、その状況等を踏まえながら今後30人以下学級制度設計検討委員会のほうで検討してまいりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 1年生だけについても、来年度完全実施の可能性はありますか。

○仲村守和教育長 現在76%の学校で実施されておりました、今10市町村で30人以下学級を施設の面で実施できないという状況がありますので、ほか10%につきましては25人の下限を設定しておりますので、それでできない学校がまた10%で教室の施設が整わなかったというのがございますので、その市町村につきましては話し合いをしております、国庫補助でそういう教室不足に対して対応できないのかどうか、このあたりも我々と検討しているところです。

○渡嘉敷喜代子委員 次に、陳情第125号の全国学力・学習状況調査ですが、簡単に触れたいと思います。前回も、今回も秋田県が上位にありますね。今回も前回も沖縄県の場合は最下位であったということで、秋田県に学ぶものがあるだろうということで教員の交換もやろうという動きですが、秋田県の場合は30人学級が既に3年前から実施されていた状況ですよ。それから小学校については、1位ということで得点はとっているけれども、最下位も問題だけれども、最高位も問題だということは、沖縄県の場合はすそ野がとても広いということで問題になっているのですが、今度は秋田県の場合は上位の部分の層が薄いということも問題になっていますよね。それはどう上げていくか、これは中学校の場合ですが、それをどう上げていくかということも秋田県の課題だと思うんですよ。そのあたりで本当にこのテストで学力につながるのか。例えば、秋田県の中学校の場合は上位の層がとても薄く、何でそうなっているのかと分析したら、やはりテストでは学力につながらない。そして、大学においても東北地方ではいい学校の進学率も低いと出ているわけなんですよ。私は、去年の決算特別委員会で仲村教育長がおっしゃったことでちょっと引かかった

ことは、これまで達成度テストをやってきて、早く解答していく訓練がまだ足りなかったのかとおっしゃったんです、覚えていますか。それで、早く答えていくという訓練が本当に学力につながるのかどうかお尋ねしたいと思います。本当に全国学力・学習状況調査で本当に学力につながるのかどうかと、私はいつもそういう思いがするんです。その件について、お尋ねしたいと思います。

○仲村守和教育長 早く答えていくというのは記憶にございませませんが、常々思っているのが速読、沖縄の子供たちは非常に読むのが遅い、本土の子に比べて。テストは読解力が必要です、そのときにじっくり読むと習慣づけられているのですが、これは速読のほうも必要だと思っております。早く問題を解くとか、早く問題を解いても間違っていれば意味がありませんけど、じっくり解きながらやっていくのが必要だと思いますので、今の件につきましては少し違いがあるかと思ひます、申し訳ございませぬ。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり読解力というのも大切なことで、沖縄の子たちは読書量が多いということも評価していらっしゃいますが、それがそれにつながっていないということも現実ですよね。本当に競争で学力になるんだらうかと。まず、考えて勉強する。応用力も足りないと言われていると沖縄の子たちは言われていますよね。そういうことで、本当に応用力がきくような勉強の仕方が大切じゃないかという思いがするんですが、これまでの達成度テストに変わって新しい制度でやっていこうということですが、それがどこが違うんでしょうか、これまでの達成度テストと。

○山中久司義務教育課長 達成度テストから沖縄県学力到達度調査に本年度から変わるわけですが、実施学年、教科は今までと変わりませぬ。従来どおり小学校4年生と中学校2年生の国語、算数、中学校では国語、数学、英語について調査をするわけですが、従来と違う点は国語と算数、数学のほうに活用型の問題をつけ加えた点です。

○渡嘉敷喜代子委員 やはり教育というのは、環境整備をしていくことがまず大事なことであって、30人以下学級をしっかりと実施していく。そして教師と子供たちが向かい合って、本当にゆとりを持って学習できるということは基本なことだと思います。先ほどの教師の多忙化、このことも早く解決しないといけない状況だと思います。そういうことで本当に学力とは何なのかということは、子供たちが本当にどうしてほしいのか。やはり子供たちの視点に立って、

競争してうれしいはずはないんですよ、この全国学力・学習状況調査を受けてですね。そういうことではなく、30人以下学級を整備していくこと、教師の多忙化を減らして行って、本当に子供たちと教師が向かい合って学習できる環境整備を早目に整えていただきたいという思いで終わりたいと思います。

○赤嶺昇委員長 説明員から答弁の補足の申し出がありますので答弁を許します。

山中久司義務教育課長。

○山中久司義務教育課長 病休補充のついた病気休暇者のうち、精神性疾患の数は平成16年度と平成17年度の小中学校それぞれがありましたので御報告申し上げます。平成16年度は小学校で32名、中学校38名、平成17年度は小学校で33名、中学校が42名となっております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 陳情第141号のアメラジアンスクールの件ですが、不登校になっている児童生徒たちの原因は把握していますか。

○山中久司義務教育課長 不登校のきっかけになったと考えられる状況ですが、小学校、中学校においてもそれぞれ違いますが、一番大きな理由は本人にかかわる問題ということで、極度の不安や緊張、無気力等が直接のきっかけになったと報告されております。また、友人関係をめぐる問題、学業の不振、そのほかさまざまな問題があったととらえております。

○桑江朝千夫委員 きっかけになった要因の答弁の中で、いじめという言葉は出てきませんでした、それはいいのですか。本人自体がどういうわけか無気力になってしまったということですが、いじめという言葉がなかったのですが、それはいいと思っていいいのですか。

○山中久司義務教育課長 いじめが原因で不登校になったということで報告されているのは複数の回答ですが、1870件の回答のうち39件がいじめが原因で不登校になったと報告されております。

○桑江朝千夫委員 どういういじめなんですか。この処理方針の中で日本語指導とかありますが、学籍のある学校の中で十分に日本語が理解できるようにしてもらったためのものだと思いますが、そういった言葉の関係でいじめもあるんですか。

○山中久司義務教育課長 言葉によるからかい等ということで聞いております。

○桑江朝千夫委員 5番の対処方法で就学支援に努めている、保護者に対して適切に就学指導を行っているとはありますが、具体的に就学支援はどういうことですか。

○山中久司義務教育課長 不就学につきましては、すべての保護者は保護する子女に対して就学義務が課せられているということで、二重国籍者であっても日本国籍がありますので就学義務があるということで、本課としても不就学の実態を把握しているところですが、学籍が在籍校にあって民間施設に通う子供たちの数については把握しております。不就学はないと考えております。

○桑江朝千夫委員 不登校になった子供たちのいじめ、あるいは無気力感というものをしっかりと相談に乗ってあげて、まず、いじめをなくす努力等を行っているのが就学支援の一つにも入るかと思ったのですが、そういったいじめを根絶する、あるいは無気力を払拭させるような子供たちに対する、あるいは保護者に対する指導等という対処方法、先ほど相談窓口などがありましたが、そういった形のものはないんですか。

○仲村守和教育長 就学支援ということですが、二重国籍の子で該当校、学籍を持つ学校にもない。ですからアメリカンスクールだけに行くということもありますので、これは進級とか卒業を認めるには該当校に籍を置かないといけないわけですので、そういう子供に対してはやはり就学の義務がありますということで、保護者にも市町村の教育委員会と一緒に働きかけをしていく。就学をさせてくださいということで、この方々が公立小中学校で学んでもいいですし、あるいはアメリカンスクールで学んでもいいわけですがけれども、そういう手だてをして、もしいじめ等があるのであれば、これについて我々としてはスクールカウンセラーとか、そういう手だてをするというノウハウを持っていますので、これで対応していきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 アメラジアンスクールに関してはこの辺で終わります。

次に、陳情第123号について1点だけですが、学校現場の多忙化を解消するという件名で、陳情のおおむねの内容ですが、3学期制、2学期制がありますね。2学期制になることによって、教師の多忙化は緩和、少しゆるくなったんですか。

○仲村守和教育長 3学期制から2学期制に移行するときは、やはりテストを少なくするとか、ゆとりを持って指導に当たることができるということで、2学期制に移行してまいりましたが、それによって教師の多忙化等が緩和されたとか、そういうことについてまだ調査しておりません。

○桑江朝千夫委員 調査を8月に実施して、12月末に結果を公表できるだろうということですが、ぜひ3学期制、2学期制の部分でどういう効果が出ているのか。少なくとも1学期分は先生方は、生徒の評価をしなくていい、だから簡単に考えるとそれだけ少しは忙しさも軽くなってくるのかという感じもありますが、実際として学校現場の多忙化が2学期制によって緩和されてくるのか興味があるところなんです。3学期制、2学期制が混雑していて、先生方はいいのですが、かえって子供たちのほうがスポーツの面でいろんな弊害が出ているんですね。中学校体育大会の時期と学期末テスト、中間試験が重なって、先生方も中学校体育大会を頑張ろう、試験も頑張ろうということで2学期制になって楽になっているみたいだけれども、かえって忙しさも出てきているような感じも現場で、私はPTAにかかわって見て思ったりもします。そういった3学期制、2学期制の関係で、現場の先生方からこういった意見が出ていますか。

○仲村守和教育長 意見とかについては聴取していませんが、2学期制にするか、3学期制にするかはその地域、あるいは学校の実態に応じて学校長が判断して移行するものでありますので、今後どういう影響があるかは勤務実態調査の中からでも、ひょっとしたら2学期制の地域、3学期制の地域での勤務時間の分析の中で出てくることもあるかもしれないと思っております。

○桑江朝千夫委員 しっかり分析をして、その結果を早く知らしめてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 順を追っていきますと、県立図書館八重山分館問題ですが、継続の中でも4つ、陳情第50号、第59号、第66号及び第67号、新規の中で陳情第82号、第90号、第93号、第105号、第107号及び第110号と多くの陳情が来ているわけですが、前回の処理概要とほぼ同じ処理ですが、二、三お聞きしたいと思います。まず、地域の皆さんと話し合いをもっと積み重ねて、理解を求めていくということで6月議会は終わったと思いますが、その後の経過はどうなったかお聞かせください。

○仲村守和教育長 7月30日に担当が当該地域に出向きまして、意見交換、情報交換等を行っております。

○比嘉京子委員 その内容はどんな話をして、どれぐらいの方がいらして、どういう反応があったか、理解が求められ深まったのかどうか。

○仲村守和教育長 29団体に呼びかけをしまして、参加なさったのは9団体ということで、その話し合いの内容としては存続をしてほしいというのが話し合いの内容だったということです。

○比嘉京子委員 皆さんの処理内容は、県が廃止するという理由が地元からいうと全く理由にならない暴言であると陳情第90号ではいっているのですが、議論もかみ合っていないんですね。それはなぜかという、陳情者が言っている理由で皆さんが答えている理由には、石垣市が建てた石垣市立図書館があるからいいのではないかと。石垣市立図書館は石垣市民の税金で建てた図書館であるわけですから、例えば竹富町、与那国町を網羅するということとは、趣旨が違うというところで違うということを行っているわけで、前にも私は5.5%はいかに少ない貸出冊数かとお聞きしたら、1万数千冊の貸し出しであると。人口からすると25%ぐらいの方が年に1回ぐらいは借りているのかという数になるわけですが。それを多いとか、少ないとかという判断ではなく、沖縄県が市のほうに依存するのではなく、沖縄県として図書館のない地域をどうやっていくのかということを確認に訴えていかないと、多分厳しい議論の時間になるのではないかと。特にどうやって存続をさせようかという議論ではなく、廃止に向かう議論には応じないと。地元石垣市では皆さんの話し合いの場に応じていないだろうと思うんですね。そういうことからすると、話し合いの糸口は廃止を前提とした話し合いではなく、廃止も含めて、存続も含めて、維持も含めてど

うやるかという議論を展開するわけにはいかないのですか。

○仲村守和教育長 再三申し上げておりますように、平成13年度の文部科学省の告示で県立図書館の仕事、市町村の仕事の役割分担をしようという告示があったわけですので、県としては10町村で図書館、あるいは図書室を設置してない町村がございますので、それについてこれから支援をしていくという立場でありまして、市町村は直接的に地域の住民に図書のサービスをしていく、あるいは、その市町村において過疎の地域には、その市町村が分館をつくっていくというのが平成13年度の文部科学省の告示で図書館のあり方について示されたわけでありまして、県としては石垣市においても市立図書館もございますので、与那国町と竹富町に未設置でありますので、その未設置の図書館を我々としては支援をしていくということで、本館の機能を強化して支援をしていきたいということです。

○比嘉京子委員 平成13年度に文部科学省の告示を基本にしていますが、平成13年度から今日廃止論を出すまでの間に県としてどんな手だてをして、廃止へ向けてどのような支援体制、または見通しを立ててきたのか、その間の経緯をお願いします。

○仲村守和教育長 廃止論が出たのは、沖縄県行財政改革プランで平成18年3月に教育委員会としてまとめたものですので、それまでは廃止等については何年から議論をしてきたということではなく、平成18年度から話し合いが進められてきたということです。

○比嘉京子委員 では、この5年間は何をなさっていたのでしょうか。平成18年度に決まるまでの間の経過はどんな話し合い、どんな活動、どんな支援体制をつくっていくための体制、平成18年に決まったからそこから動いているわけですか。その間は特に議論してないのですか。

○仲村守和教育長 そもそもこれが出たのは、県の財政が落ち込んできたという状況で、図書館に対する補助金等も年々削減されてきたという、県の厳しい財政状況の中で図書館のあり方等についても議論をしてきた。そして、ほかの教育委員会の教育施設についても議論をしているという途中の経過です。

○比嘉京子委員 廃止以外に方法がないということで、廃止を飲み込んでいた

だくために、誠意を持って話し合いをしたいということが続けていって、平行線が続くことになると、結果的にはどうなさるのでしょうか。

○仲村守和教育長 我々としては、今、石垣市にある分館というのは、あくまでも与那国町と竹富町を支援するために置いているわけでありまして、石垣市民に対しては、石垣市の市立図書館が読書活動サービスをやっているわけでありますので。我々としては築34年で老朽化もしています、安全面も危惧しているわけですので、そういうことからしても閉館にしなければ非常に危険な状況になるのではないかということも思っておりますので、それも含めて総合的に県としては検討してきたということです。

○比嘉京子委員 これは財政が続く間は見てあげられたけれども、財政が続かないのでスクラップになりますということをや地元に押しつけているわけですよ。ある意味では、地元の人たちにこういう案を考えている、皆さんどうですかということもなしに、そういうことを突然持ち出していって、やはりこれだけの陳情が上がってくるということは、皆さんがもっと地元の意向を聞こうという姿勢を変えない限り、処理方針の最後に引き続き地元の理解を得て進めてまいりたいと思いますと書いてありますが、ありきでは理解を求められない状況に来ていると思うんですね。再検討をぜひお願いしたいと思います。これは平行線だと思います。

次に、陳情124号の30人以下学級の件ですが、これまでに30人以下学級を実現した学校名をお願いします。資料を後でいただいても構いません。先ほどから、これは加配でやるということでしたので、それはそれでいいのですが、まず制度設計がどうなっているのか。今の答弁だと、これは文部科学省の腕の中にすべてがあるわけで、何人どうやるかというのは主体的に沖縄県は幾ら30人学級制度設計検討委員会を立ちあげても、言ってみれば自主財源で何とかしていこうということがない限り、設計をやっても絵に描いた云々ということになりかねないと思うのですが、この30人学級制度設計検討委員会の果たすべき役割はどのようにお考えでしょうか。

○仲村守和教育長 まず、冒頭の御質疑で小学校1年生で30人以下学級を実現できたのは213校、76%でございます。未実施は、下限25人未満という条件にかかって実施できなかったのが28校、10%、そして教室不足で12市町村で28校の10%、そして小学校1年生の在籍がないという学校が11校ありまして4%、合計しますと280校ということです。2番目の質疑で、現在、30人学制度設計

検討委員会で教室不足の学校等をどういう形で教室が確保ができるか等について連絡をしあっていると。定数につきましては、去年604名の国庫加配定数を受けましたが、それについて今後文部科学省ととれるようにやっていくという調整、これから始めてまいりたいと思いますが、そういう下ごしらえを30人学制度設計検討委員会の中で進めているということです。

○比嘉京子委員 固有名詞で一覧表をいただきたいと思いますが、可能でしょうか。

○仲村守和教育長 後で差し上げます。

○比嘉京子委員 次に、陳情第123号のメンタルヘルスの問題の件で、先ほどから多くの質疑が集中しておりますが、私は代表質問でどれだけの方々が休んで、その経費は幾らかということで実質経費が2億1500万円ということを出していただいたのですが。3カ月以上の方々ですよね、今長期的に休んでいるの方々ですが、その3カ月未満の方々の病気休暇の経費は出ますか。何名で幾らということですか。その合計ではないと、病気のために使われている沖縄県の経費が合算できないのではないかと思ってそれをお聞きしているのですが、いかがでしょうか。90日以内の病気休暇の方の人数とそれに係る費用です。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員より質疑に対する答弁に時間がかかるため、答弁を後にしたいとの申し入れがあり、了承された。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 経費のことを聞いて申し訳ないと思いますが、これだけの方々がしかも減り続けずにふえ続けている実態と、これだけ経費を詰めていかないといけないという矛盾があると思うんですね。一方で病気の人がふえていく、一方でそのための代替の職員の手当てもしていかないといけない。そうすると先生方が心身共に健康でないといい授業につながらないし、いい学校運営につながらない。子供たちにとって、いい環境にならない。このことは皆さんは重々おわかりだと思うんですね。そういう中でこれだけ経費のことを考えても、

非常に問題だと思っんですね。そのことについて、ふえ続けている実態も含めて、これは一方で30人以下学級を実現する、しないの経費が足りないと一方で起こるわけですよ。そういうことを考えると、ここに大きな判断力が必要ではないかと。そういう人を出さないための大きな改善策、先生方の負担を軽減していく、どなたも聞いたらそれだと言う、まず第一歩の近道だと。現場の人も皆さんもそれを承知している。そのことを考えると、今なぜこの病気休暇の金額を聞いているかという、これだけの金額がある中で4億円だの、8億円だというところがどうなんですかということをお願いがために聞いているわけなんですよ。そこら辺は皆さんの中で大きな転換をするという議論というのはあるんですか。

○仲村守和教育長 おっしゃるように金額ではないと思います。やはり能力を持っているすばらしい先生方を登用されている方々が、こういう挫折をするというのは県教育委員会にとっても非常に大きな損失なんですよ。金額的な面以上に、能力が損なわれること自体、やはり大きな問題ですので、それについて我々としては真剣に考えて、本当に元気で先生方に頑張ってもらわないと本県の学力向上もあり得ないわけです。そういうことで、それについても我々としてはできるだけ明るい職場づくりを管理者の方々にも随時話をしておりますし、そういうことで先生方が頑張れるような職場環境を労働安全衛生委員会等を含めて、いろんな手だてをしながら支援をしてまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員 言ってみれば、そうありがたいという意見ではなく、この1年間に本当に多忙化を解消するためにどういう施策を、一方で30人以下学級が全部できない、追々にしかできないという状況の中で、じゃあできないならばほかでどうやるのかということが多忙化について対策、または解消できた点、成果としてある点、あるとしたら挙げていただきたいと思っんです。

○仲村守和教育長 どれぐらいの多忙かという認識はしっかり持ち得てないのですが、やはり現場が忙しいという声はずっと耳に入りますので、県教育委員会としては、現場に対する調査ものの整理をなささい、調査をまとめて出すとか、五月雨的に調査をするのではなく、そういうことも整理なささいとか、あるいは学校長に対してもパワーハラスメントがないように職場づくりをやってほしいとかはずっと話をしておりまして。学校においても校務分掌書を能率的に行うようにやるとか、あるいは先生方のお互いの助け合いでもって仕事がやりやすいような雰囲気をつくっていくとかという形で学校現場にもお願いをし

ているところでありまして、その効果がどう上がったかということにつきましては、これは検証しておりません。

○比嘉京子委員 効果はすぐに出ないかも知れませんが、私は具体策としてこういうことをこの1年間取り組みましたとかがあればということでお聞きしたのですが。私たち委員が何かを聞くと、学校現場は忙しくなるから聞かないでくれというぐらい、皆さんがいろんな調査を入れたりなさるようで、議員の皆さんは余りいろんなことを聞かないでくださいというくらい現場から声が上がるほど、これ以上なんだかんだと脅さないでほしいというようなことさえも聞かれるほど大変厳しいんだなということがあります。それと精神性疾患で1年間でこの先生ちょっとおかしいと思いつつも、1年間お付き合いしたことがあります。自分の子供たちの担任で、これは大変厳しいものがありました。なかなか難しいですね、病気休暇をとられたらどうですかと言いくてですね。このことを考えると先生方も大変ですが、そこに大事な1年間を預けられる子供たちも大変な問題があります。非常に暴力的になったり、訳もなく殴ったりするんですね。私は、先生方にとっても、子供たちにとっても本当にゆゆしき問題で、その1年間の取り返しはつかないと。ですから、皆さんにおかれましても本当に病気になるという原因をつかむことと同時に、なったときの速やかな休職のあり方を学校全体ではどういう仕組みかは聞きませんが、そこも含めて経費の面が出ましたら後で合算したいと思いますが、一応今回の代表質問でやったときに、実質的には差し引くと2億1500万円ぐらいでしたということがありましたので、後で合計していきたいと思います。

○仲村守和教育長 多忙化の改善で、現在やっている学校の取り組みが4点ございいます。行事の精選、そして2点目に校務文書の整理、合理化、3点目に会議のスリム化、4点目にコンピューターの校内LANを活用した学級事務の簡素化、教育委員会としては先ほども申しておりましたように、調査物の精選、会議を精選していくとか、校長等にそういう話をしているということです。

○比嘉京子委員 ぜひ、成果等も検証して、もっとできないだろうかと、もっとほかにないだろうかと。これは先生方の実態調査をやるとどこにあるかも。そこから見えてくるだろうと思いますので、ぜひ実態調査に期待をしたいと思います。

次に、陳情第126号をお願いします。私は前の代表質問でも就学前の問題が学力に大変影響があるのではないかと申し上げました。確かにあるだろうと思

われますということがありました。一つには、生活習慣も含めて大きな影響があると私は思います。もう一つは、保育現場に行きますと、本当にそれが明らかに見えると思うんですね。そのことも踏まえて幼稚園の問題というのは非常に大きい。保育現場で、子供たちというのは午前中機嫌が悪いと言われていいますが、午前中に保育現場に来て、睡眠不足でしょうね、だらだらとごろごろとしている子がおります。どの園にも減っているのではなく、ふえています。薬を持参してくる子もふえています。それから朝食を食べてきたといっても、食べた内容もさることながら非常に問題があつて、10時ごろから厨房の臭いに引き寄せられて行くような素直な体現をする子もたくさんいます。そういう子供と一方でよく眠って、朝御飯をしっかり食べてきた子は、先生きょうは何するのとやる気まんまん、探求心旺盛、意欲的、そういう両方の子を見ているとこの5年間とこの5年間がどうなるんだろうということは、これは明らかだろうと思うんですね。ですから学力は小学校に入ってからではなく、既に入る以前に決まっているのではないかというくらい、私は見るわけです。それはいいとしても、今の居残りの実態をぜひ調査にこれを加えていただきたいということでお願いをしたいのです。ここでいうのは正規雇用をふやすという問題が陳情になっているのですが、幼稚園の居残りの実態をぜひ把握してもらいたい。臨時雇用の方々が午後からやっておりますが、閉じる6時台になりますと正規職員が1人も残ってないところもあります。正規職員はいなくて、臨時雇用の方だけが戸締まりをして、最後までいると。もし問題が起こったら、だれが責任をとるだろうかという大変不安な現状もあります。それからもう一つは給食の問題で、ケータリング等を利用しているところが非常に多いですが、給食の垣根を越えて学校給食で二、三十名の食が調達できないのかどうか。これは制度の問題だけではなく、沖縄独特の問題なので、ぜひ沖縄の先生方が本気で打開のために、できませんではなく取り組むべきではないかと思います。それからおやつも臨時雇用の方々が少額で保護者からとっておりますので、ホットプレートなどでおやつを簡単につくってあげたりしています。ですから5歳児の問題を本当に養護で整理するならば、5歳児が育つ環境としてどうあるべきか、子供の視点から、ぜひ学力の問題につなげられるように教育長のほうで実態の把握の上に、正規職員、非正規職員と責任の所在、本当に支えられているかどうか、そこら辺も観点に入れていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○仲村守和教育長 先ほども申し上げたのですが、待機児童等を含めてどういう形で子供たちが過ごしているかはお答えしましたので、比嘉委員の話もありましたので含めて調査をしてまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 最後に、全国学力・学習状況調査については、県外との違いも大きいと思いますが、お聞きしたいと思います。秋田県との先生方の交換ということはとても興味深い試みだと思いますし、とても意味のあることだと思いますが、30人以下学級を早くからやっているということと、やはりフィンランドもそうですが、時間数ではないようなんでよね。授業の時間数で学力がアップしているわけではなく、中身にあるし、少人数にあるし、それから皆さん御承知の底辺の子供たちにいかに学び合うか、わかり合うかという発想になっているようですが、本県の今の一朝一夕で学力はアップすると思わない、そんなに急いでやるべきと考えていないということを知って私はほっとしているのですが、本当に学力に対して30人以下学級のところで、本県の考え方としてはどのようにお考えでしょうか。

○仲村守和教育長 フィンランドの件も出ましたが、これまでは教えることが主だったわけですが、子供たちが学び合う、学ぶことへ移行していくことが我々には必要なことだと思っています。そういう面でフィンランドの教育もいいところは取り入れなければいけないと思っておりますので、これからもそういう知識偏重のみの教育ではなく、子供たちが学び合いをして、みずから課題を見つけて解決していくという能力を育成していくということです。

○比嘉京子委員 学び合うということは、今先生が一方的に教えるというか、放っていくというか、講義に慣れた人たちが先生になっているんですよね。そういう教育を受けた人たちが今先生になっているわけですよね。そういう中から今のような学び合うという環境を、実態はわからないですが、現場でつくりつつあるんですか。

○仲村守和教育長 今回の我々のプランでも、子供たちが発表し合う、特にどんどん発表していくようなシステムであれば、お互いに助け合ったり、学び合ったりする教育がつかれるのではないかと考えておりますし、そういう形で学力をわかる授業づくりの中でも提案しております。

○比嘉京子委員 もう一点は、学習意欲のない子供たちは日本には多いと。意欲がないという原因はどこにあるとお考えですか。

○仲村守和教育長 いろんな背景があると思いますが、家庭的な要因、個人の

問題で夜更かしをするとか、朝御飯を食べてこないとかいろんな問題があると思います。元気のなさが学習意欲にもつながっていているということで、一元的に言うのはいけないと思いますが、いろんな面で基本的な生活習慣をすっかりして、早寝早起き、朝御飯をしっかりとやらせて、そうすれば元気よく学校へ向かっていけるのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 それとプラスの、先生方が授業の準備のために時間が使えて、魅力ある授業の展開をどこまでやってくれるかということも非常に意欲を引き出すという点では大きいと思いますが、いかがですか。

○仲村守和教育長 おっしゃるように学力が非常に低かったということも第一義的には教師の責任は免れないだろうと考えておりますので、教師が授業改善をして、本当にわかる授業をつくっていく。そして、子供たちがみずから進んで勉強に向かうということをつくり出していけば、おのずと学力向上と、旗を振らなくても学校現場では出てくるだろうと考えております。

○比嘉京子委員 最後になりますが、習熟度別の学びと、今言う学び合う、教え合うというのは対極にあると思うんですね。その点を考えると、今から習熟度別の教えではなく、わかる子とわからない子を混ぜていくことによって、そういう場を醸し出していくという方向に向かおうとしているという理解でよろしいでしょうか。

○仲村守和教育長 検証としてはやっておりませんので、実際に学び合う、犬山市のほうもそうでしたが、学び合う教育をやっているということで。我々としては検証しているところですので、すぐに習熟度からそこが変わっていくということにはなりません、しかしながらそういういいところをぜひ取り入れていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 これは国内だけではなく、イギリス方式であるとか、フィンランド方式という話も本会議で出ておりましたが。やり方でどうなったという試され済みなところもあるわけですから、ゆっくりと構えるのではなく、やはり多くのところで成功していることをどんどん積極的に取り入れていくという意味で、ぜひ習熟度別の学びを見直してほしいと私は要望しておきます。

最後に、栄養教諭について、一、二点お聞きして終わりたいと思います。陳情第140号ですが、今、単独校と給食センターに何名ずつ配置されています

しょうか。

○仲村守和教育長 単独校が4名で、共同調理場が10名です。

○比嘉京子委員 この配置の状況で処理概要を見ると、平成21年までの3カ年を踏まえて検証していくとありますが、2年が過ぎた時点で皆さんがこの2年間の栄養教諭の活動内容、問題点は把握されているのでしょうか。

○諸見里明保健体育課長 学校における食育については、年間指導計画に基づいて給食時間の指導及び授業を行うことで、食事についての関心が高まっておりますし、児童生徒の食わず嫌いが減るなど給食残量も減少しているという成果が出てきております。栄養教諭は、校務分掌の位置づけが明確になり、仕事がしやすくなり、やりがいがあると聞いております。これが総論であります。各論は授業や個別指導、それから学級担任との連携のあり方、調理場での支援体制等々も検証しております。授業につきましては、年間指導計画に基づいて、学校長の指導の下ですが、教職員と連携を図りながら給食時間の指導及び家庭科等との関連教科で食に関する授業を行うことで、食事についての関心が高まり、児童の食わず嫌いが減るなど給食の残量も減少してきているという成果が出てきております。それから学級担任や学年主任からTT授業等の依頼がふえてきているという実態もあります。個別指導についてですが、食物アレルギー児童に対しては相談日を設定するなど保護者と連携して個別指導を行うことで、児童が少しずつではありますがアレルギーを改善していこうとする努力が見られてきている点が挙げられます。それから肥満指導についても、児童みずから食や健康について関心を高めるよう指導を実施しているところでありまして、ある学校の事例としては肥満児の比率が減少しているという成果も出てきております。学級担任との連携についてですが、日ごろから栄養教諭と学級担任との連携により、学級担任に児童の様子について聞くなど、児童の実態や家庭環境を把握することで望ましい食習慣の形成に学級担任と連携して進めることができるようになってきているということです。それから調理場での支援体制ですが、調理員との毎日のミーティングの設定後、給食管理がスムーズに運営できるようお互いの役割を確認することなど意識づけ等々も出てきているという成果もあります。家庭、地域、関連機関との連携につきましても、学級PTA、学級行事等において食に関する講話、それから食会等を行い、望ましい食生活のあり方、食に関する意識が高まっているという結果も出ております。課題ですが、教育課程の位置づけについては、さらに学校における食育推進体

制の構築、教職員の共通理解を深める必要がまだあるということです。個別指導についても養護教諭との連携、指導時間の確保の工夫が必要ということ、学級担任との連携についての課題は、TT指導のあり方をもっと改善する必要と共通理解を深める必要があるということです。それから、家庭、地域、関係機関との連携につきましても、さらなる啓発をもっとやっていく必要があるという検証結果が出ております。

○比嘉京子委員 仲村教育長、立派ですね。2年間の成果でこれだけ上がっているわけですよね。そうすると全国の動向を踏まえて、配置拡大に努めていきますというのは相当消極的ではないかと。私は最後の1文にショックを受けているのですが。この学校給食センターで何校もの、何千食をつくるところで配置をされて、多くの学校に1人ずついないわけですが、少しずつ現場のほうでそういうことの成果、浸透が見えてきているということが、たった2年で14名でこういうことが見えてきているということが、私は全校に1人の配置を目指して、沖縄県こそやらないといけなと。医療費の増大をストップさせるにはこれしかないと思うくらいでいるのですが、これは最低限の入り口論ですが、今年は今のところ全く見えてないんですか、人数は。

○仲村守和教育長 これはまだ知事部と定数についての話はやっておりません。

○比嘉京子委員 去年より少しでも多くなっていく要望をなさるのでしょうか。

○仲村守和教育長 我々としては、市は全部配置したいという気持ちでやっておりますので、今後、平成21年までの検証、モデル事業ということですので、そういう話し合いをしてまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 141人に対して14名ということですから、まだまだ不足しておりますので、ぜひ訴える力と情熱で頑張ってください。また12月に聞かせていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 28ページの陳情第137号のサンゴの保護に関する陳情から質疑をさせていただきます。陳情の要旨の中に、数年かけて日本自然保護協会やWWFジャパンなど環境問題の専門家の皆さんが調査を行って、世界的に見てもとても貴重だと指摘しているということで、南山大学の教授の方も指摘しているということですが、県はこの評価と全く相対している処理方針を出しているのですが、県はどなたが調査をして、この結論に至ったのでしょうか。

○千木良芳範文化課長 県は特に現地の調査等はやっていませんが、世の中で調べている範囲の文献等の調査で検討して、県の文化財としての指定基準がございまして、それに照らし合わせた結果、今のところ指定をするというのは非常に難しいという判断をしているということです。

○西銘純恵委員 少なくとも際だった特徴を有するものではないとか、現時点では文化財の観点から指定を検討する状況にはないとか、こう断言しているわけですよね。ですからそれなりに独自に調査を行って、そしてどのような群生になっていたとか、大浦湾の状況の中でこのサンゴがどうだったというのを調査をしないで結論を出すということに、これはそれでいいのでしょうかということをお尋ねしたいと思います。

○千木良芳範文化課長 確かに教育委員会では調査しておりませんが、陳情者の文章の中にもあるように、いろんな民間団体の皆さんが調査をやっておりますので、もちろんそういう調査結果については教育委員会としても十分に吟味した上で今のような話をしているということです。

○西銘純恵委員 その皆さんの調査結果は、それなりに県は取り寄せて、それを検討した上でという意味に受けとれるのですが、どこをどう検討して、このような結論になったのかお尋ねします。

○千木良芳範文化課長 文化財の指定については、天然記念物の文化財の1つということで、県の中には一つの指定基準というのがあります。沖縄県文化財の指定、認定、選定、選択に関する基準というのがありまして、その中に6番目の項目として天然記念物というのがあります。その天然記念物の指定基準の中で学術上貴重で沖縄の自然を記念するものという規定があります。どういうものがその学術上貴重で沖縄の自然を記念するものとなるかということで、6点ほど挙げてあります。主には、沖縄の自然を記念するという部分にかかわり

ますが、その1点目は自然環境における固有の動物、つまりある特定の環境だけに生息しているような動物、簡単に言えばそういうことで理解していいと思います。2つ目が、沖縄の固有の動物、つまり世界中どこを探しても沖縄にしかないという動物、3つ目が固有の動物ではないが、沖縄では非常に著名であるという動物、4点目が沖縄に固有な畜養動物、5点目が家畜以外の動物であっても現時点の野生状態であって、非常に著名なもの、6点目が特に貴重な動物の標本ということで示されております。こういったものにアオサンゴがどういう形で合致できるのかということを知られている資料の中から考えた場合に、なかなか適合されるのが難しいと考えているということです。

○西銘純恵委員 自然環境の問題はCO2が上昇して、地球規模でどうするかということも含めて、サンゴの働きなどもそういうものにとっても評価されているわけですね。ですからこの専門家の皆さんが、数年間かけて調査をされて、それなりに重要だということで天然記念物指定をということで挙げてきているわけです。少なくとも専門家なんですよ。ですからそれを、少し皆さんから出されたものを各方面から検討しましょうねと、一般的にはそういう立場に立つと思いますが、即、指定を検討する状況にないと、それが県が独自にやったこれまでの文面にあるものだけで判断できるものなのではないでしょうか。

○千木良芳範文化課長 自然環境の中での議論で、その大切さ調査というのはおっしゃるとおりだと思いますが、今、私どもに求められているのは、あくまでも天然記念物の指定、つまり文化財としての指定はどうかということだと言われて理解しております。自然環境の中でどれほど貴重かということと、文化財としてそれが指定できるかということは別のことだと考えていると理解していただきたいと思います。それであくまでも文化財の立場から考えますと、先ほどお話をしたとおりしかありませんということで、お答えをしているということです。

○西銘純恵委員 陳情者の皆さんもそれなりにいろんな知見のある皆さんだと思います。ですから天然記念物に指定ということを出した以上、それなりに論理的根拠を持っていると思います。ですから文化財として指定するのはどうかと言われたのですが、今一度皆さんの調査資料、報告資料等を検討して、少なくともどういう立場で、これを文化財として指定したとしても保護をするということを含めての意味合いがあるわけです。ですからこのアオサンゴというのが保護されて、沖縄の海に保全、保護されていくものだという立場に立てる

のかどうかも含めて、もう一度、検討する状況にないという立場に立たないで話し合いを持っていく、調査報告をもう一度検討されていく、そうでなければ、県が独自にこの問題を専門家に検討させて見るという立場はとれませんか。

○千木良芳範文化課長 どういう形で検討するかということから考えないといけないのですが、必要であれば専門家にいろいろ意見は聞いてみたいという考えはあります。

○西銘純恵委員 大浦湾のサンゴというのは、最近の報道でも県民も見ているのですが、群生そのものについてもっと出てくるのではないかとか、調査そのものも一度出てきただけじゃないかということもあって、これは普天間飛行場の代替基地がつくられようとしている海域になってくるものですから、やはりそこがサンゴを保全する立場に立つのかどうかによっても、ここを埋め立ての場所とどのような関係が出てくるのか、そこら辺もかかわってくる大事な部分があると思うんです。そういう意味では、そこも考慮して、大事で貴重なアオサンゴというものを死滅させるのかどうかということも合わせて、慎重に検討が必要ではないかと思いますが、再度お尋ねします。

○仲村守和教育長 ただいま質疑がありましたが、サンゴ礁の地形については県教育委員会としては天然記念物に指定していくという方向は持っておりまして、これまで宮古地区や西表島で調査をしてきている状況です。大浦湾につきましては調査をする予定はありませんが、いろんな方々の調査が入っておりますので、そういう資料提供を受けて、今後検討してみたいと思っております。

○西銘純恵委員 文化行政をどう前進させるかという立場から消極的だと思うんです。やはり文化環境をどうするかという立場で、しっかりと資料を取り寄せると言われたのですが、それは第一歩であって、それを見た上で調査も必要だということになれば、そこも含めてやはり見ていく必要があるのではないかと指摘をいたします。

次に、31ページの陳情第141号のアメラジアンへの公的支援に関する陳情ですが、一点お尋ねします。教育委員会で財政支援はできないということを述べているのですが、要請の4点で不登校の児童生徒の受け皿という扱いをすれば、市町村青少年センターという教育委員会の支援を受けて、人的にもさまざまな財政的な措置がとられているのですが、このようなやり方でもこのアメラジア

ンの不登校の受け皿ということで財政支援は不可能なのでしょうか。少しでも可能というこはないのでしょうか。

○仲村守和教育長 先ほども申し上げたのですが、法的に公金を支出することは難しいということですので。不登校対策につきましては、各市町村、教育センターなどそういう施設がございますので、それにつきましては県としては教育センターなどを支援していくということですが、NPOに関しては教育委員会として支援できるという法的な裏づけがございませんので、それでその他の方策で支援できないかということで、現在取り組んでいるところです。

○西銘純恵委員 要請に補助金と出されているのですが、そうではなく人的配置など別に何らかの形でできるということを受けとめてよろしいですか。

○仲村守和教育長 人的配置も教育委員会としてはできませんので、日本語指導員として文化環境部が現在支援していると。我々としては、教鞭をとっている先生方の研修にひとつ支援をしているという状況です。

○西銘純恵委員 現在とっている支援を超えて拡充をするということが求められて、要請としては補助金交付ということで書かれていると思いますが、そこら辺は柔軟にやれないかということをもう一度答弁をお願いします。

○仲村守和教育長 財政的な支援は非常に難しいということで御理解いただきたいと思います。

○西銘純恵委員 26ページの陳情第126号の幼稚園教育条件整備と臨時教員の待遇改善等を求める陳情の中で、一点だけお尋ねします。幼稚園の先生方ですが、各市町村の定数条例ということになるとと思いますが、先生方の配置、クラス担任を担っている先生方も当然にいるわけですね。非正規職員、正規職員がいるということですが、市町村の定数条例はどうなっているのか、つかんでいらっしゃいますか。

○山中久司義務教育課長 市町村の定数条例につきましては、市町村のほうでつくられておりますので、一律に何名という把握はしていないのですが、現在、本県の幼稚園数は247園、4園は休園中ですので、243園中学級数が576学級となっておりますので、基本的には576名の担任が必要ではないかと考えており

ます。

○西銘純恵委員 学級担任が576名と言われましたが、交付税措置でなされているということであれば、この人数が即定数としてなければならないと思いますが、これについてつかんでいないということですが、後で調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山中久司義務教育課長 9月17日に確認しましたところ、現在、正規採用の職員が551名と回答を得ております。

○西銘純恵委員 25名不足という形と今の答弁を聞いて思うのですが、ただ預かり保育というのもやっている幼稚園がありますよね。そこら辺も含めて実際に定数条例がどのようになっているのか、そして551名という正規職員が、実際にクラス担任そのものが定数条例できちんと押さえられているかどうかをお尋ねしたいと思います。

○山中久司義務教育課長 もう少し詳しく御説明いたします。正規職員の内訳ですが、市町村によって呼び方は違いますが、副園長、教頭、主任と言われている方の数が152名、そして教諭が399名で合わせて551名となっております。本会議で仲村教育長からもお答えしましたが、現在、臨時的任用で配置されている教諭の数が235名ということです。

○西銘純恵委員 学級数は576学級で、結局クラスを持っている399名の正規職員、差し引き臨時的任用職員の皆さんがクラスを持っていると理解してよろしいのでしょうか。

○山中久司義務教育課長 そのようにお考えいただいて結構です。

○西銘純恵委員 幼稚園教育は交付税措置をされながら、幼稚園の臨時的任用の先生方は半年更新ということで、なぜそうなっているかと申しますと、期末手当が受給できないんですよね。1年間ということで日にちを切らないで、継続してやれば、わずかな期末手当も支給できるのですが、こういう数カ月間だけ、1週間といたしましたかね、1学期と2学期の間でこれだけで切って、本当にこのような採用のあり方に対して、それも資格を持っていて幼稚園教育を担っていききたい若い皆さんが憤っているわけです、人として本当に扱っているの

かと。そこら辺も含めて臨時職というのが、実態としては本当に経費を削るためにそのような期末手当もカットしている実情がありますので、現場の声をもっと聞いて、臨時的任用職員235名というのをきちんと交付税措置を拡充していくことも答弁されていますので、現場の実態を聞かれて、きちんと対応して幼稚園教育の向上のためにやっていただきたいということを要望して次に移ります。

陳情第123号、第124号で関連しますが、22ページの陳情第124号の30人学級のところからいきたいと思います。国庫の加配定数の範囲内で30人学級の教師を配置するという考え方で進められていますが、国庫の加配定数というのはどのような法律に基づいたものなのでしょうか。そして恒久的なものなのでしょうか。そして加配の種類も幾つかあると思いますが、それはいつまでも使えるのでしょうか。そして正規職でしょうか、お尋ねします。

○山中久司義務教育課長 標準法と呼ばれている公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というものに基づいて配置されております。恒久的かという御質疑ですが、いわゆる加配ということで第7次公立義務教育諸学校の教員定数改善計画という中で配置されているものですので、恒久的なものではありません。今、申し上げました第7次公立義務教育諸学校の教員定数改善計画という国の政策によって進められているととらえていただければいいと思います。加配定数ということで、先ほど仲村教育長のほうから説明がございましたが、604名という大きなくくりでは指導法工夫、改善等の加配と申しておりますが、現在、この604名のうち128名を小学校低学年における1年生、2年生の少人数学級の実現のために使っております。残り476名は指導法工夫、改善ということで、各地区ごとの小中学校のほうに配置しております。正規職員として加配定数をいただいております。

○西銘純恵委員 604名の加配があつて、そのうち小学校一、二年生の少人数学級に128名を充てて、残りは加配の名目どおりに加配をしているということですが、では指導方法改善、工夫という加配で来た604名のうち、少人数に充てられた128名というのは、本来ならば目的に沿った加配人数だということであれば、その目的達成との関連ではある意味では少人数に充てたために、この部分が教員配置できなかったということにはなっておりませんか。

○仲村守和教育長 先ほど内訳の話がありましたが、やはり少人数の指導についても措置ができますので、いろんな形で活用しておりますので、少人数で措

置ができないということではありません。

○西銘純恵委員 そうしますと、例えば604名そっくり少人数学級に充ててもいいということになるんですか。

○山中久司義務教育課長 現在、少人数学級及び少人数指導ということで、指導方法工夫、改善等という数については使わせていただいておりますが、すべて少人数学級に充ててもいいのかということですが、先ほども仲村教育長のほうから30人学級で答弁させていただきましたが、少人数学級の指導効果と少人数指導の指導効果をかんがみまして、文部科学省の趣旨は20人以下の少人数指導ということが一義的ですので、小学校3年生以上、中学校全学年につきましては、少人数指導で現在この定数を使っております。それから少人数学級につきましては、先ほども申しました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の中で児童の実態を考慮して、国の標準を下回る数で学級編制することができるということが特例的に設けられておりますので、小学校低学年においては、少人数学級として定数を使っているということです。

○西銘純恵委員 まだ小学校1年生のところでも70%台しか実施してないと。もちろん教師の配置もそうですし、小学校全体でやるにしても教師の数もふやさないといけない。そして、604名という枠がもっと広げられるのかということも含めて検討されているということですが、この加配定数の分を使わないで県が独自にこの学級が必要だからと。例えば、小学校1年生の残ったクラスに施設がOKだと出たときに、今年の4月から既にスタートされておりますから、おくれた部分についてはそれに合わせて教師を県として独自で対応するというのも検討の中には入っているのでしょうか。それとも教師を充てるというのは、すべて加配ということでの計画なのでしょうか。

○仲村守和教育長 30人学級の導入につきましては、県の厳しい財政状況がございまして国の加配定数で措置をしていくという方針で我々としては進めてきましたので、途中から県単独でそれを措置するということは現在のところ考えておりません。

○西銘純恵委員 わかりました。それでは加配が、県の計画するものに沿って国が沖縄県にその人数分加配をとということになるのかどうかということがありますが、その見通しと、あとは施設の問題があるんですね。例えば、市

町村別にお尋ねしたかったのですが、施設が追いつかないで実現できなかったところはそんなにはないと思いますので、数をお答えいただけますか。

○仲村守和教育長 市町村は12市町村で、施設の面で教室不足があったというところであります。市町村のデータはございます。名護市、うるま市、読谷村、沖縄市、北谷町、宜野湾市、西原町、浦添市、那覇市、豊見城市、南城市、八重瀬町の12市町村です。

○西銘純恵委員 浦添市は何校ありますか。

○仲村守和教育長 浦添市は、6校です。

○西銘純恵委員 浦添市は、小学校が11校なんです。このうち6校といたら半分以上が教室問題でできなかったということですが、これは施設整備については、市町村に任せるということになれば、これは実現できないのではないかと思うんです。県として施設問題をどのように考えておりますか。

○仲村守和教育長 教室等の施設については、市町村で設置をしておりますが、我々としましても国庫補助を活用して、教室等の施設がつくれないかどうかについては話し合いをしている状況です。

○西銘純恵委員 特に都市部のほうがそういう状況があると思います。ましてや、教育困難といえますか、不登校などの問題も多く抱えているところではないかと思ひまして、これはやはり実現へ向けて、国庫補助活用という部分は県が主導的にやる以外ないと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思ひます。

それで30人学級制度設計検討委員会ですが、非公開とする理由は何でしょうか。

○仲村守和教育長 先ほども申し上げたのですが、これは国庫加配定数の状況、市町村のやりとり、各市町村の生データが出てまいりますので、そういうことで担当の職員等で実務的に事務の処理をしたいということで、外部からの委員としては差し控えさせていただきたいと思ひます。

○西銘純恵委員 今の理由は先ほども聞いたのですが、どうしてこれが非公開

にならないといけないんですかということです。公開をして、県民が知って悪いことがあるんですか。

○仲村守和教育長 これはまだ施策を進めている途中でありますので、公開にするということは難しい状況でありますので、それがすべてなし遂げた後であれば公開できます。現在の状況では非公開にさせていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 何がどのような理由で不都合なのか。本当は何もないんじゃないですか。

○仲村守和教育長 先ほども申し上げましたが、市町村とのやりとりなどいろんな状況があります。国とのやりとりもございまして、予算面等の調整もございまして、これについては担当者のほうで進めさせていただきたいということで、できた暁には公開いたしますが、今のところ非公開で進めさせていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 こういうのは県民の力を借りたほうが、もっと実現が早くなると思うのですが、できた暁というのが本当に来年にでも実現できたらと思っておりますが、それでは任せてしっかり見届けたいと思っております。

最後に、13ページの陳情第90号で何件か出ている関連する県立図書館八重山分館の存続を求める陳情ですが、私も先ほど廃止を前提というところに固執している理由は何ですかというところが本当にわからないんですよ。それで八重山地区の皆さんは7月以降も話し合いを持ったということですが、感触として八重山地区の住民のどれだけの皆さんが存続を希望している声となっているのかお尋ねします。

○仲村守和教育長 7月30日に地元で意見交換会を行いました。その中でも29団体に呼びかけをして9団体に集まっていたと。その中でもほとんどの意見が存続を求める意見であったということで、八重山地区の住民は存続の意見が大半だと思っております。

○西銘純恵委員 今年6月議会から議員が入れかわって、新たに陳情というのも相当数出てきて、この団体の名称を見ても大方の皆さんが存続を求めているというのが一目瞭然なんです。やはり地元の理解を得て、存続ができないの

かという立場でやっていただきたいと要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 24ページの陳情第125号全国学力・学習状況調査、いわゆる全国一斉学力テストについてですが、40数年ぶりのテストの2回目が終わりましたが、残念ながら結果は本県は余りよくなかったということですが、仲村教育長、この学力テストをやる意義というものを再度御説明できますか。

○仲村守和教育長 全国学力・学習状況調査を実施しまして、全国との対比において沖縄県の子供たちのどういうところがよくて、どういうところが弱かったのか。そこで課題を把握することができたということで、今後の学力向上対策にひとつ参考にすることができたということです。

○仲田弘毅委員 結果はもちろん報道されているとおりの最下位でありましたが、中身はどの程度、例えば47都道府県の最下位の47位であるが、46位の後ろ姿が見えるか、見えないか、どの程度まで進めているか、その中身について。

○仲村守和教育長 実は小学校の国語であれば、18問しかないんです。1問多く解けば、これは中位から上位にいくぐらいの作問数しかないわけです。多くても28問ぐらいしかないですので、仲田委員がおっしゃるように、後ろに小学校では背中に手が届くぐらいまではいけるのではないかと。中学校のほうは、少し手も届かないというところがありますが、小学校においては去年は大阪府と同位の点数もありまして、去年は沖縄県だけが最下位ということではありませんでしたので、そういう面では小学校においては頑張っていけば脱出できると思っております。

○仲田弘毅委員 報道の皆さんもいらっしゃいますので、そういったことも含めてぜひ新聞報道等で最下位ではあるけれども、本土との格差を詰めるために教育委員会は頑張っていますと。ということは、20数年前から本県は学力向上対策委員会なるものを立ち上げて、全国のPTA連合会の研修会でも発表するぐらい沖縄県は努力してきたんです。そのときの学校現場の先生方は学校部会、そしてPTAの地域の保護者は地域部会ということで、読書運動、家庭学習を徹底してやるということで頑張ってきました。その結果が従来の大学入試

センター試験で46位の後ろ姿も見えないぐらい離されたのが32位までこぎつけたという大きな実績があるわけです。学校現場の先生が子供たちにわかる授業を徹底させる。そして子供たちに知る喜びを与えるために、一生懸命頑張っているというのがよくわかります。もうちょっとということですから、ぜひ頑張っていたきたいということですが、その裏づけとなるような対策がいろいろな提案として答弁の中で出てきましたが、もうちょっと具体的に、例えば少人数学級で習熟度を徹底させて伸ばしていくとか、せつかくの30人以下学級も今から定着させていくわけですから、少人数学級で習熟度、具体的に先生方はどういった対策で頑張っていくか、そこのところお願いします。

○仲村守和教育長 制度的にも小学校2年生には35人学級を入れておきまして、小学校1年生につきましては30人学級、小学校3年生以上については少人数指導ということで制度的に支援して、先生方におきましては、授業改善ということで、仲田委員がおっしゃるようなわかる授業を徹底してやっていくということで、確かな学力の向上の支援プランということで学校現場で取り組んでおります。そして家庭におきましては、家で宿題をしない、予習、復習をしないという生徒が沖縄県は多いという状況が出てきましたので、家庭教育を支援するプランということでも家庭教育の徹底をしていきたいと。やはり家庭と学校、教育委員会、地域を巻き込んだ形の学力向上対策でなければいけないと思っております。

○仲田弘毅委員 今、情報開示の問題で新聞報道等でもいろいろありますが、親は基本的に知る権利がある。自分の子供が通っている学校でどの程度の位置にあるのか。その学校のレベルがどの程度あるのか。これは親の権利でもある。孟母三遷、孟子の親が孟子を勉強させるために3回も自分の住まいを変える、いい教育環境を探して歩いた。これは親のだれ一人がこのような気持ちだと思います。その意味においても、個人個人の報道で発表する云々ではなく、その情報開示の中で親が希望したとき、地域がこの学校はどの程度かと知るための条件整備もやっていく必要が今後あるのではないかと。これは今回、市町村の中で自分たちの地域が学校単位でどの程度と発表した市町村もあるわけですから、ぜひそういったところも含めて頑張っていたきたいと思います。それから、これはあくまでも平均点で評価されるわけですから、上位の子が何名いるかという問題ではなく、ボトムアップですから、この子供たちの平均点を1点、2点上げるのは学校長、教頭の力だけではだめだと思う。教科を担当する、小学校で言えば担任の先生、中学校では教科を担当する先生方の力が大きく試さ

れてきます。また、先生方の力如何によっては、沖縄県の最下位は必ず脱出できますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

きょうは、継続も含めてたくさんの陳情がありますが、県立図書館八重山分館の存続ですが、私たち沖縄県も、41市町村も行財政改革を迫られている。私たち文教厚生委員だけではなく、沖縄県議会議員48名は一致団結して、行財政改革に取り組まなければならないと考えております。これは先島がどうこうではなく、沖縄県全体がそれに取り組まなくてはいけない。そういった意味合いにおいて、今問題に提示されている県立図書館八重山分館の存続問題については、これも地元の皆さんは絶対に存続させていきたいという気持ちがあると思いますが、行財政改革の本当の総括の中で今問題提起されて、それをどうするかということですが、あくまでも地域の皆さんのコンセンサス、同意を得てやっていただきたいという希望的観測もあるのですが、今県立図書館八重山分館が問題になっておりますが、その存続問題で同じ先島である県立図書館宮古分館からこのような御意見はありますか。

○仲村守和教育長 県議会等に宮古地区からの要請が出ておりません。

○仲田弘毅委員 この理由はどういう内容ですか。

○仲村守和教育長 宮古地区は3つの図書館があります。平良市図書館、旧城辺町図書館、多良間村にも図書館があると。宮古地区の中で3つの図書館があるということで、住民への読書活動のサービスが廃館によって低下するということでの陳情にはつながってないと理解しております。

○仲田弘毅委員 八重山地域の皆さんが一番心配しているのは、この分館が廃止になることによって、今までの県立図書館八重山分館が果たしてきた機能がどうなるかというのが一番の大きな問題提起だと考えておりますが、分館が廃止されたときに、本館でこの機能がカバーできるかどうか、いかがでしょうか。

○仲村守和教育長 我々としては、一括貸し出しで400冊、移動図書館で300冊を持って行って、これはまだ設置されてない10町村にも同じように支援していきたいと思っておりますが、そういうことで廃館になりましても八重山地域の竹富町、与那国町に対してもそういう支援をしてまいりたいと思います。

○平安名栄喜参事兼図書館長 ただいま仲村教育長から答弁がありました、

本館での与那国町、竹富町への支援につきましては、相互貸借、一括貸し出し、移動図書館等々がございますが、本館からそういう実施は可能です。

○仲田弘毅委員 先ほどの仲村教育長の答弁の中で、石垣市立図書館とタイアップ支援対策を組んで一緒に頑張りますという話がありましたが、そういう市営図書館との支援体制はどう考えておりますか。

○仲村守和教育長 今後は石垣市の図書館とタイアップしながらやっていきたい。与那国町には図書室がございますので、その図書室の充実等、それと竹富町には図書室等もございませんので、その設置等も働きかけをして、直接的に地域住民にサービスをするというのは市町村の役割だと思っておりますので、その辺のバックアップでやっていきたい。やまねこ文庫などいろんな文庫もございますので、そういう方々にも連絡を取って、いかに支援できるかを努めていきたいと思えます。

○仲田弘毅委員 7月にも地元での説明会があつて、大変厳しい状況であるという報告もありましたが、ぜひ地域の皆さんのしっかりとした同意を得て、この行財政改革の一環としての仕事が全うできるように頑張ってくださいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 重複しないようにしますので、残っているのが陳情第63号の陳情者の要請がサッカー専用スタジアムをつくっていただきたいということになっておりますが、処理方針ではサッカー専用スタジアムについて鋭意検討を重ねているところであります。この検討を重ねて、どうしようと考えているのですか。

○仲村守和教育長 サッカー場の建設については、教育委員会だけで可能になるものではございませんので、現在は各部局で連携を取りながら調査をしていくということで、11月にも愛媛県のほうに調査に行くということで、資料収集に努めているということです。

○翁長政俊委員 検討の中には調査することも結構なんですけど、つくるという

方向にあるんですか。検討はいろいろな検討があるんですよ。つくるという方針で皆さん方が鋭意検討されているというなら理解できますが、まだつくるかどうか分からない、ただ検討しているんだと、何を検討しているのかを具体的に示してもらわないと陳情者の願意がなかなか伝わってないという感じがしますが、どうなんでしょうか。

○仲村守和教育長 調査内容はサッカー専用スタジアムの規模であるとか、資金の造成の方法、運営の方法、年間の維持管理費、芝管理、附帯設備等などを調査をしながら、実際に県でつくれるのか、あるいは民間でつくれるのか、市町村でつくれるのか、そのサッカー専用スタジアムをどこでつくれるかということについてもまだ決まっておりませんので、そういうことで現在まだ研究をしている、調査研究の段階であります。

○翁長政俊委員 この陳情は県に対して陳情しているんです。民間に対して陳情しているのではないんです。市町村にでもないんです。県に主体的にサッカー専用スタジアムをつくっていただきたいと。ついては、サッカー人口もかなりふえているし、公式な試合ができるような、さらにはプロの公式試合ができるようなサッカー場を県内に1つは必要なんだと、だからつくってくださいと。皆さん方は何を言っているかということ、処理方針の中で観客2万人以上収容可能なサッカー専用スタジアムの建設は、Jリーグ等のプロの誘致が可能である。青少年に夢を与える、観光リゾート産業にも大きく寄与する。だからどうなんですかという部分が抜けているんです。こういうことであれば、主体的に県がつくりましょうというのであればわかるのですが、県はつくるか、つくらないかもわからないけれども検討していると。これは検討のうちに入りませんよ。もっと前向きに県がやるのであればやる、そうでなければどうするのかという方針があつてよろしいのではないですか。ただ、先進地を視察したって、つくるか、つくらないかもわからないものを先進地を視察したって意味ないことです。つくるという目標があるから先進地のそういったところを全部視察して、こういう規模のものがいいんだと、こういう形にしよう、こういう施設にしたほうがより観光産業も含めて、他産業とのタイアップもできて、うまくいくのではないかという案が出てくるのであって、誘致費や建設費、管理運営主体等の問題があることから、誘致も、どこにつくるかわからなくて視察したって意味がないじゃないですか。それと他の部局と絡みますというけれども、主体的にサッカー専用スタジアムというのは教育施設としてつくるのではないですか。どうなんでしょうか。

○仲村守和教育長 これは教育施設ではなく、県には県総合運動公園のほうにサッカー場がラグビー場を兼ねた球場もございます。そして、サッカーの公式の試合は沖縄市泡瀬の陸上競技場でも可能であるということで。教育委員会としては現在教育施設としてサッカー場については、我々としては現在の状況でも十分だということでして、これについては知事の公約の中でサッカー場とありましたので、そういう陳情を受け現在の県財政の中で本当に県がつかれるのかどうか、200億円、300億円もかけてできるかどうかということで、知事からはとりあえず勉強しておきなさいということで60万円の予算がつきまして、それで県外の調査をしているという状況です。

○翁長政俊委員 知事の公約であれば、なおさらですよ。皆さん方はつくるといって動かないと。知事は県民に約束しているわけだから、マニフェストをつくって知事の政策として県民にアピールしたわけでしょう。そうしたら、そのことについては、県民との約束ですから履行しないといけないじゃないですか。とりあえずというのは余りにも消極的、投げやり、ちょっと理解に苦しみますよ。5カ所サッカー場があるといいますが、施設はこの5カ所で十分足りているのですか。

○仲村守和教育長 これは県のサッカー協会との中で、こういう5カ所の施設を使っているようですが、学校関係の子供たちのサッカーの大会等は学校の施設等を使ってやっているということです。

○翁長政俊委員 学校教育の一環として運動場を使ったりするのはいいかと思えます。ただ、ここでいう陳情者の要請は、専用のサッカースタジアムをつくってほしいということですから、これは県サッカー協会も含めて、この要望はかなり強いものがあると思っております。ですから知事もこれを選挙中に公約として掲げて、戦って勝ってきたという認識をしているんです。陸上競技場で併用してサッカー大会をやっているというのは健全だと思っておりますか。

○仲田弘毅委員 本来ならばサッカーの専用競技場があるべきだと思っております。しかしながら、先ほど申しあげましたように、県の財政状況からしてサッカー場を県の予算の中でつかれるかということで、現在、調査検討連絡会議というのは県サッカー協会の関係者も入って、観光商工部、土木建築部、教育委員会という4者で委員会を立ち上げているということで、県サッカー協会の会

長のほうも委員会のメンバーとしてどういう形でできるかということを検討しているところですよ。

○翁長政俊委員 県サッカー協会の会長が委員会に入っているからこれでよしという問題ではないですよ。県としてしっかりと専用のスタジアムをつくってもらいたいというよりも、いろんな子供たちのサッカークラブが幾つかあるわけですよ。こういったところからもかなりの要請が来ていますし、特に沖縄では人工芝の競技場がないですよ。これもぜひとも1つは必要だと。だから何が何でもつくりたいという要望等も出ているんです。ですから、こういったものをトータル的に合わせると、やはり沖縄ではプロサッカーを目指して頑張っているチームもあるわけですから、競技人口は年々ふえていっているわけです。少年野球や子供たちの野球人口よりもサッカーの人口のほうが上回っているという現状なんです。施設がまだ追いつかないというのが現状なんです。予算上厳しいからやらないのではなく、もっと前向きに一步踏み込みませんか。

○仲村守和教育長 知事との話し合いでもサッカー場については、民間主導でつくれるのか、実際に県でつくれるのかどうか、いろんな形で話し合いをしてまいりまして、これについては研究連絡会議を持って県庁全体で横断的にどういう形でできるのかということを検討している段階ですので、教育委員会で教育長がサッカー場をつくるということで踏み込むことは困難であると思っております。

○翁長政俊委員 民間主導というけれども、例えば民間主導というのはどういうことを考えていますか。

○諸見里明保健体育課長 例えば、運営主体が佐賀県の場合に鳥栖市地域振興財団というところが主体となってやっております。それから大分県では九州石油ドーム、大宣という株式会社がやっている例があります。

○翁長政俊委員 沖縄県には大企業、民間主導でこういった七、八〇億円もかけてスタジアムをつくるだけの力のある企業は現実に想定できますか。

○仲村守和教育長 難しい面があるかもしれません。

○翁長政俊委員 奥武山公園は、公園ですか、総合運動公園ですか。

○仲村守和教育長 総合運動公園です。

○翁長政俊委員 沖縄県の総合運動公園が沖縄市泡瀬と那覇市奥武山にあるという形になって、2つも必要ないだろうと、那覇市に移管したらどうだということで、那覇市が奥武山の一角で譲渡された中で野球場をつくっていますよね。あれが70億円から80億円と言われておりますが、あの予算は沖縄防衛局の予算を使って建設しているわけです。那覇市がつくることによって、那覇市長は読売巨人軍を誘致しようということでやっているわけです。私は一度那覇市に席を置いたことがありますので、球団社長とも会ったことがあるんです。那覇市の奥武山に来るという形になっているんです。これは全面的に那覇市に入ってくるわけではありませんが、宮崎県のキャンプ地と併用という形になるでしょうが、それと合わせて、今、奥武山の競技場は壊していますよね、ここは何に使おうと考えているのですか。

○仲村守和教育長 将来的には、そこはみんな那覇市に移管するという方針を持っておりますので、整備をしてまだ使っていると思います。スタンドは壊しておりますが、トラックとしてはまだ利用されていると思います。

○翁長政俊委員 那覇市に移管するということになると、那覇市とこの跡地利用について協議されたことはありますか。

○仲村守和教育長 那覇市と奥武山野球場の整備の時点で覚書を交わしているということで、陸上競技場の整備につきましても将来的には那覇市に移管していくということの話し合いをしているということで、移管については覚書の中で明記しているということです。

○翁長政俊委員 午前中の質疑で、県営水泳プールやその他の県の施設がありましたね。あの部分とは分離した形、運動公園全体を那覇市に移管するということではなく、分離して移管するという方向で話し合いが進んでいるのですか。

○仲村守和教育長 覚書の中で具体的なことについては、今後協議することになるとなっておりますので、今後いろんな施設についてどうするかというのはこれからの課題だと思います。

○翁長政俊委員 これは陳情の趣旨とは違いますので、あと一点だけ聞くことにしますが、これは譲渡の方法も含めて、条件的なものなどの基本的な話はまだ進んでいないのですか。今後やるということになると、無償にするのか、有償にするのかという話も全部これからやるということですか。

○瑞慶覧長行教育庁参事 御存じのとおり奥武山の総合運動場につきましては、国有地、県有地、那覇市有地、その他の地権者が入り乱れているのが現状です。あわせて将来的には公園も含めて那覇市に移管ということになりますが、それぞれの施設に起債残高等も抱えているわけですし、個々の施設を那覇市に移管するといいますが、諸々の条件を各施設者ごとに整理しながら具体的に詰めていくことになろうかと思っておりますので、この詳細については今後の移管調整の中で、具体的計画を受けて調整を進めていくということになると思っております。

○翁長政俊委員 元に戻しますが、奥武山の件について言及したのですが、この陸上競技場の跡にサッカー場をつくったらどうかという市民の意見もたくさんありまして、県がつくるのであれば一番向こうがいいと私はそう思っているんです。もしかすると県は那覇市につくらそうと考えているのですか、お金がないから。

○仲村守和教育長 県は沖縄防衛局の予算は使えないんです。市町村が使えるわけですので。これは那覇市がつくるということでもなく、できれば市町村が沖縄防衛局の予算を使ってできればいいと思っております。今の陸上競技場の跡地につきましてはいい場所と思っておりますが、駐車場の件で2万人も観客が来ると、そのときにあの場所で駐車場が対応できるかというのが一つの話題として挙がっている状況です。

○翁長政俊委員 今、ちょっと本音の部分が出たという感じがしたのですが、いずれにせよ、サッカー専用スタジアムについては、私はこれだけ沖縄県は観光立県、さらにはプロ野球等を含めキャンプ地として、冬場でのキャンプ地としては沖縄が一番最適だということで、読売巨人軍が沖縄でキャンプを張るとほぼ全球団が入ってくるという形になりますので、ある意味ではサッカー専用スタジアムができ上がると、今度はサッカーの冬場のストーブリーグのキャンプ地として沖縄は最適な地域になるのではないかという期待感も持っているんです。そうすることは、今沖縄が進めている1000万人の観光誘致にも寄与することですし、さらには子供たちのいわゆる競技レベルのアップとか、サッカー

人口をふやしていくというものにも相当寄与するのではないかと考えているんです。サッカーをする競技人口がふえている割には、沖縄県は本当に施設が足りないというのが現状です。那覇市は市有地の空き地で子供たちがサッカーの大会をやっているというのが現実なんです。ですから主体的に県が1つぐらいきちんとした、市町村レベルでできないものは県が引き取ってやるぐらいの思いがあってはいいのではないかと考えておりますし、知事自身もまたそうすべきだろうということから、政策の中に入れて県民に約束してきていただろうと思いますので、主体的に県教育委員会の所管に一部あるだろうけれどもないと、全庁的に考えるということでしょうが、これは仲村教育長がリードして目鼻をつけてください、在任中に。いかがですか、決意を聞かせてください。

○仲村守和教育長 サッカー専用スタジアムはある程度必要だと思っておりますが、これにつきましてはかなりの財政的な持ち出しもありますし、すぐ即断をしてやりますということにはならないと思っておりますので、今後研究をさせていただきたいと思っております。

○翁長政俊委員 終わろうと思ったけれども、すぐにお金の話ばかりするものだから、教育は夢のある話をしないといけませんよ。子供たちに夢を膨らませて、子供たちが沖縄で頑張ってJリーグのトップ選手になるぐらいのことを、しっかりと沖縄から子供たちをつくっていくような夢のある話してくれれば終わりやすいけれども、すぐに金目の話に持っていくものだから、もう一度質疑せざるを得なくなるわけですよ。いずれにせよ、頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、明 10月7日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇